

序

滿洲經濟の進展は、産業開發五ヶ年計畫の進行と共に目覺しきものであるが、然し眼前の諸事象に對しては案外正確なる認識を持ち得ないと同様に、經濟特に金融現象の如きは千變萬化であり、之に對して正確な認識を特ち得ることとは極めて困難である。

斯くの如き複雑極りなき金融現象も、その支配的要素の理論的、分析的考察によれば、その真相も或程度は把握し得るであらう。かゝる意味からして現代信用經濟關係の決定的一要素たる預金通貨の方面から滿洲信用經濟の考察を進めることとした。

未だ極めて未熟ではあるが滿洲經濟研究に對して何等かの参考ともなり得れば幸甚である。

康徳六年三月

擔當者

平川義外

石田記念文庫

1087

石田
興平
藏

目次

第一章	總論	一
第二章	預金通貨の意義	一〇
第三章	滿洲の預金銀行	一三
第一節	滿洲に於ける預金銀行の本質	一三
第二節	滿洲に於ける預金銀行	一九
一、滿洲中央銀行の發券銀行としての特殊性	二〇	
二、預金銀行としての特殊銀行	二四	
(一) 預金銀行としての滿洲中央銀行	二五	
(二) 預金銀行としての滿洲興業銀行	三〇	
三、預金銀行としての普通銀行	四四	
(一) 滿洲國普通銀行に對する政策	四五	
(二) 滿洲國普通銀行の現状	五四	
(三) 外國側普通銀行	六六	

第四章

第一節 預金通貨の數量測定

一、預金通貨の範圍

二、公表されたる當座預金の計數

三、預金通貨の數量

(1) 日本側銀行の預金銀行としての性質	七五
(2) 中國側銀行の預金銀行としての性質	七五
(3) 歐米側銀行の預金銀行としての性質	七八
滿洲に於ける預金通貨の數量と其の流通速度	八一
一、預金通貨の範圍	八二
二、公表されたる當座預金の計數	八六
三、預金通貨の數量	
(一) 全滿に於ける預金通貨の數量	八九
(二) 三大都市に於ける預金通貨の數量	九一
(1) 新京に於ける預金通貨の數量	九六
(2) 奉天に於ける預金通貨の數量	一〇〇
(3) 大連に於ける預金通貨の數量	一〇四
(4) 預金通貨の數量より視たる三大都市の比較	一〇八

第二章	預金通貨の流通速度測定	一一一
一	預金通貨の流通量と其の範圍	一一一
二	預金通貨の流通速度算定	一一四
	(1) 全滿に於ける預金通貨の流通速度算定	一一四
	(2) 三大都市に於ける預金通貨の流通速度算定	一二〇
第三章	卸賣物價と預金通貨の數量及び其の流通速度	一二四
第五章	各國に於ける預金通貨の流通狀況と滿洲信用經濟 の特質	一三〇
第一節	各國に於ける預金通貨の流通狀況	一三一
一	英國	一三一
二	米國	一三七
三	獨逸	一四一
四	日本	一四四
第二節	滿洲信用經濟の特質	一四七

一、商取引に於ける代金決済の特質……………	一四九
(一) 成俣取引に於ける代金の支拂方法並に手段……………	一四九
(二) 毛俣取引に於ける代金の支拂方法並に手段……………	一五三
(三) 批糧、青田取引に於ける代金の支拂方法並に手段……………	一五四
(四) 俣紙取引に於ける代金の支拂方法並に手段……………	一五六
(五) 先物取引の場合の代金支拂方法並に手段……………	一五七
二、滿洲信用經濟の今後の問題……………	一五八

統計、圖表目次

第一表	滿洲中央銀行當座預金の一般預金に對する地位	二八
第二表	滿洲中央銀行の預金通貨流通速度	二九
第三表	滿洲興業銀行當座預金の預金總額に對する地位	三三
第四表	當座、通知預金合算の預金總額に對する地位	三四
第五表	各種預金の比較表	三五
第六表	滿洲興業銀行の預金通貨流通速度	四一
第七表	滿洲國普通銀行一覽表	五八
第八表	全滿に於ける預金通貨の數量	八九
第九表	金融機關別の預金通貨（當座預金）數量	九〇
第十表	金融機關別の預金通貨（當座貸越）數量	九〇
第十一表	三大都市預金通貨の數量	九三
第十二表	三大都市預金通貨の數量とその全滿に於ける地位	九五

第十三表	新京手形交換所組合銀行一覽表	九七
第十四表	新京に於ける預金通貨の數量	九八
第十五表	奉天手形交換所組合銀行一覽表	〇一
第十六表	奉天に於ける預金通貨の數量	〇二
第十七表	大連手形交換所組合銀行一覽表	〇五
第十八表	大連に於ける預金通貨の數量	〇六
第十九表	預金通貨の數量より見た三大都市の比較表	〇八
第二十表	全國手形交換高	一四
第二十一表	三大都市預金通貨の流通速度	一七
第二十二表	全滿預金通貨の流通速度	一八
第二十三表	新京に於ける預金通貨の流通速度	二一
第二十四表	奉天に於ける預金通貨の流通速度	二二
第二十五表	大連に於ける預金通貨の流通速度	二二
第二十六表	預金通貨と卸賣物價指數との關係表	二五

第二十七表	預金通貨に依る取引總高と現金流通高	一一二八
第二十八表	英國商業銀行に於ける預金及び投資	一一三三
第二十九表	英國に於ける當座預金、手形交換高、現金流通高	一一三六
第三十表	米國に於ける預金、手形交換高、現金流通高	一一三九
第三十一表	獨逸に於ける手形交換高、現金流通高	一一四三
第三十二表	日本に於ける當座預金、手形交換高、現金流通高	一一四六
第三十三表	北滿に於ける代金支拂方法並に代金支拂手段	一一五〇

第一章 總論

今日の社會を顧みるに、經濟社會の如何なる方面も金融を離れては一日も存立し得ざるものであつて、金融現象の影響する範圍も頗る廣大なものと言はねばならない。而もその現象たるや千變萬化して、その眞實の動きを把握することも極めて困難である。故に、斯かる金融現象の眞相を把握せんとするには、かゝる事象を現出せしめる根本的諸關係を求め、その分析的調査が最良の手段である。而してかゝる根本的諸關係とは商取引に於ける賣買關係であり、金融とは此の賣買關係の決済に當つて、購買力が通貨の形態に於て移動することである。

現金の商取引に於ける賣買關係は即ち交換關係であつて、交換せるものが、それによつて購買力を社會的平面に於て移動せしめつゝあることを金融と稱するものであるから、

交換關係の根本をなすものは金融に於ては購買力の移動に外ならぬ。而して、かゝる交換の決済手段としては貨幣經濟時代に於ては所謂貨幣（現金）に止まつたのであるが、信用經濟時代に於ては所謂貨幣たる鑄貨、紙幣等は日常の小賣取引にのみ使用されるに止まり、大口の卸賣取引に於ては、購買力の形態に於ける銀行信用が重要な役割を演ずに至つたのである。

茲に云ふ商取引の決済手段としての銀行信用とは、具體的形態としては預金通貨であつて、金融現象の真相を把握せんとするには、その役割の重要度を増すに比例して、預金通貨其物の研究も益々重要な度が増して來るのである。預金通貨研究の重要性は之のみならず更に、銀行が單に貨幣の媒介者たる地位のみに止まらず、進んで銀行自体の機能として信用の創造を行ふことゝも關聯してゐるもので

あつて、此の方面に於ては幾多の學者の貴重なる研究が存する。

而して又歐洲大戰後に於ては景氣論が實際上の必要から、特に重要視される事となり、あらゆる經濟理論は景氣との關聯を持たざる限り、意義無きものと考へられることになつたから、貨幣金融理論に於ても専ら景氣理論としてのみ研究の價值あるものとされるに至つた。而も從來の貨幣金融理論に於ては専ら鑄貨、紙幣、銀行券等の現金通貨のみがその研究對象とされ、預金通貨は殆ど顧みられなかつたが、上述した如くその重要性は益々増加しつゝある今日、一國經濟の景氣變動を之の方面より觀察することも極めて重要である。

滿洲に於ける諸般の經濟的進展は目覺しきものありと雖も、特に金融部門の觀察に於てはその真相の把握は極めて

困難であり、又第一次的金融制度の整備を了へたる今日、次の段階への進歩の爲めには現状の正確なる把握と精密なる理論的研究を必要とするのである。

以上の如き意圖に基づいて滿洲の信用經濟を預金通貨の方面より觀察すれば、先づ第一に、金融制度としては英國流の預金銀行主義よりも獨逸、佛蘭西の如き兼營銀行主義に則り、原則として特殊銀行の設定に依り金融統制の實を擧げんとし、併せて地場銀行の育成を圖つてゐる。而も此等を預金通貨造出機關たる預金銀行としての性質より觀れば兼營主義とは雖も、特殊銀行としての滿洲中央銀行ですらその性質強く、滿洲興業銀行に於ては尙更である。其の他地場銀行はその勢力未だ極めて微弱ではあるが、預金銀行としての機能よりすれば第一義的である。

次に、全滿（關東州を含む）預金通貨（當座預金）の數

量より觀れば康徳五年に於て一九四一六九千圓（八ヶ月平均）であり、之を機關別に觀れば特殊銀行のそれは一四三二九一千圓、普通銀行は五〇八七八千圓となつており、特殊銀行は全滿の七三。八%に當り、普通銀行は二六。二%となるが故に、特殊銀行（二行）の滿洲に於ける地位も略ぼ之に依り推測し得るであらう。

之れを日本の信用經濟發展段階と比較すれば明治三十四年に於ける預金通貨の數量は一七五〇六八千圓であり、同三十五年には二一、六五二千圓となつてゐるから、滿洲の康徳五年は大体日本の明治三十四年と三十五年との中間に位置するものである。

又三大都市（新京、奉天、大連）に於ける預金通貨の數量を見れば、康徳五年一二、八〇〇千圓であり、全滿の六三%に該當し、預金通貨數量の三大都市偏在を知り得る。

而して、日本の三大都市（東京、大阪、京都）のそれと比較すれば、明治三十八年一〇六、二九八千圓、三十九年一四七、七七三、三千圓となつてゐるから、康徳五年は兩年の中間に相當することゝなる。

次に此の事にも増して重要なことは、預金通貨の流通速度（第二章参照）であつて、全滿の康徳四年に於ける流通速度は一五・三三であり、日本の明治四十年一四・〇と四十一の二一・一の中間に位する。又三大都市を基準として算出すれば二二・〇八であり、之れを日本のそれと比較すれば明治三十一年に於ける三大都市の二三・〇に該當するものである。然し、一ヶ年後の康徳五年に於ては三大都市を基準としたるものは三五・一三となつており、東京の明治四十一年の三五・六、全滿では二二・〇四であるから、日本の明治四十五年に於ける二二・七に相當するもの

である。之れを以て見れば滿洲に於ける康德四年より五年の一ヶ年間に於ける進展は明治時代に於ける日本の進展の四年乃至五年間の進歩に匹敵するものであつて、滿洲に於ける經濟界の進歩が如何に急速なるかを知り得ると共に、之の事は又貨幣發行高、物價等の關係より見て滿洲經濟に於ける潜在的インフレーションの危険が潜めるものと觀なければならぬ。

次に手形交換高を觀れば、康德四年には三八五三七五二千圓なりしが、同五年に於ては一躍五四二五一九五千圓と二倍近くの増加を示してゐる。之を日本のそれと對比すれば明治三十八年に於ける五五四四四一七千圓に相當する。又現金の流通高は康德四年末三二九九〇九千圓なりしに同五年末には四三二八九六千圓に増加してゐる。之れを日本のそれと比較すれば、明治四十四年の紙幣及び兌換券の

數量は三二八一八五千圓で滿洲の康徳四年に該當し、康徳五年は日本の大正五年の三八五八〇六千圓と同六年の五六二二七四千圓の中間に位するものである。

最後に預金通貨の活動と物價との關係を見るに、三大都市卸賣物價指數（大同二年基準）は康徳三年一〇七・一同四年一二七・九同五年一四八・九となつており、次に三大都市の預金通貨の流通速度は康徳三年二五・六七同四年二三・〇八同五年三五・一三であり、預金通貨による取引總額は康徳三年二七九六三三六千圓同四年二八七〇一五七千圓同五年四二七八八三四千圓となり、預金通貨の流通速度及び之に依る取引總額は、何れも卸賣物價指數と密接なる關聯あることを知り得る。それと共に、康徳五年に這入つてからの物價暴騰と預金通貨との關係よりしても、滿洲經濟は既に潜在的インフレーションの段階に這入つてゐると

言へるであらう。

以上の如く預金通貨と關聯ある諸種の局面より滿洲の信用經濟を概觀したのであるが、之れを以て觀れば滿洲經濟發展の現段階は日本の經濟的發展過程に於ては、大体明治四十年前後に相當するといふ結論を下し得るであらう。然し滿洲の信用經濟に於ては尙ほ今後改善さるべき點も多々存在し、特に、一般民衆の此の方面への知識の向上こそ、目下の急務である。尙ほ滿洲の進歩は日本のそれと比較すれば發展のテンポは極めて急速であり、此の方面の研究と相俟つて諸制度の改善が行なはれた曉には、貨幣の節約と共に、相當多額の資金造出も可能となり得るであらう。

第二章 預金通貨の意義

預金通貨とは何ぞやといふことに就ては、今日尙ほ幾多の異論が存してゐる。即ち、一方に於ては預金其物を預金通貨と見ずして、小切手又は小切手と預金とを合して預金通貨なりとし、他方に於ては預金は預金の儘では貨幣と見ることが出来ず、小切手の振出により或は振替の方法により支拂取引の決済に用ひられた場合にのみ預金通貨と看做すといふ見解も存する。

かくて預金通貨の實體に關しては未だ定説といふ可きものがなく、而も斯かる見解の相違は預金通貨の統計的研究に於ては重大なる相違を生ずることになる。従つて茲に云ふ預金通貨の實體は現代の經濟社會に於ける交換取引の決済が大部分は手形、小切手及び振替等の手段によるものであるから、斯かる小切手や振替の基礎となれる預金を以て

預金通貨と看做す。故に、此の立場より言へば銀行に於ける當座預金は勿論のこと、郵便振替貯金及び各種組合預金等も亦、苟しくも其等が小切手の振出や振替決済の基礎となり得る限り、總て預金通貨と謂はねばならぬ。唯、事實上の問題として現在では各種金融機關の中で銀行が最も重要な地位を占め、預金通貨たるべき各種預金の中で銀行預金が壓倒的に大なる割合を占むるから、茲では銀行に於ける要求拂の預金を預金通貨と看做す。

次に、預金通貨に於てはその流通速度の研究が又重要である。而して預金通貨の流通速度とは、一定期間に於ける要求拂預金の平均回轉度数であり、これを實際に測定するには一定期間内に於ける要求拂預金の拂戻總高を毎日の預金殘高の平均にて除するのが最も正確なる方法である。又預金通貨の流通速度を求むるには一定期間内に於いて、當

座勘定に基づき振出されたる手形交換高を、かゝる勘定簿に當座預金の平均残高にて除すれば其の流通速度が得られる。然し、手形交換高を利用する場合には、小切手の中でも商取引に用ひられざる單純なる送金小切手其の他雜證書等の交換高をも含んで居るのみならず、他方に於ては交換所に出でざる小切手振出高を網羅しないと云ふ缺點を有するのであるが、此の二點より生ずる誤差は後述する如き方法によつて訂正し得る。(尙ほ詳しくは第四章、第二節参照)

以上の如き預金通貨は所謂預金銀行に依つて造出されるものであるから、以下に於ては滿洲の預金通貨造出機關としての預金銀行の觀察を進めることとする。

第三章 滿洲の預金銀行

第一節 滿洲に於ける預金銀行の本質

預金銀行とは金融機關の一種として、産業に對して銀行信用を供給するものである。即ち、預金銀行は商工業特に商業に對して預金通貨の形態に於いて短期の經營資金を供給し、其の資金は主として一般公衆の貯蓄による預金と、預金銀行の特質による預金創造の機能に俟つものである。預金銀行が通常商業銀行と稱せらるゝのは、此の銀行が主として商業に資金を供給する爲めであり、一般に預金銀行と稱せらるゝのは其の資金を主として公衆の預金に仰いでゐるからである。

而して預金銀行はその興信、受信の兩方面に於ける二つの特質と並んで、其の供給する資金が預金通貨の形態を執るといふことで、將にこのことは預金銀行の本質的特徴を

なすものである。

然らば、滿洲に於ける預金銀行は如何なる特質を持つてゐるか。これを法規に従つて窺ふに、普通銀行に對しては普通銀行法の規定が設けられ、且つ、特殊銀行に對しては夫々特殊の規定が存在してゐる。普通銀行に對しては大同二年十一月九日敕令第八六號による銀行法が二度の改正を経て康德五年十二月迄適用せられてゐたが、康德五年十二月二十四日勅令第三百十五號により、諸般の經濟的發展と共に新銀行法が公布され、康德六年一月一日より施行されることゝなつた。同法第一條に依れば、

左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ
爲スコト

二、爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス
と述べてゐる。茲に云ふ銀行とは預金銀行にして、第一
に受信業務としては「預金ノ受入」と、與信業務としては
「金繰ノ貸付又ハ手形ノ割引」とを併せ營むことを明示せ
るものである。即ち、預金銀行に於いては預金の受入と商
業上の短期資金の供給とがその本質であることを示せるに
外ならない。

第二の「爲替取引」に就ては問題はないが、第三の「營
業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス」と述べ
所謂受信業務のみを以て銀行と看做してゐるのであるが、
かゝる考へ方は金融機關の定義と矛盾しないかといふ疑問
が起る。即ち、單に預金の受入を行ふのみにして資金の供
給をなさない時は、金融機關とは言ひ得ないものであつて
かゝるものを銀行と看做す場合には、銀行にして金融機關

でないものが生ずると云ふ不都合な結果を來す事となる

(註ノ)。

然し乍ら、小川博士に従へば、實際上は單に預金を受入れ
れるのみにして之を山の如く積み置くものは無く、受入れ
たる預金を資金として之れを何れかの方面に供給してある
のである。即ち、第三の「營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者
ハ之ヲ銀行ト看做ス」と云ふのは、一般には大事業者が公
衆より預金を受入れて、之れを自己の經營せる他の企業に
投下する場合を指すものにして、預金を收納する企業と之
を投下する企業とが別個の企業たる場合に於いて初めて銀
行たり得るものである。若し然らずして、兩者が一の企業
内にて行はるゝ時には、それは金融機關とは云ひ得ないも
のであつて、本質上は銀行ではあり得ないのである。然る
に銀行法に之を銀行と看做せるは、その立法趣旨としての

預金者保護の必要上、本法の適用を受けしめる爲めに一應之を銀行と看做せるものに外ならない。即ち、眞の銀行ではあり得ないのである（註2）。

斯くの如く滿洲に於ける預金銀行も預金の受入と貸出をその業務となすのが原則である。日、英、米其の他の進歩せる經濟社會に於ては支拂の大部分は銀行券、鑄貨等の現金によるよりも寧ろ、預金に對して振出されたる小切手により決済されており、公衆より受入たる預金を再び他に貸出といふ事のみならずして、更に、預金通貨を供給することゝが預金銀行の主要な要素となつてゐる。茲に預金通貨の供給とは現實に預入られた預金額を貸出として供給するのみならず、銀行より積極的に當座貸越、或は貸出割引を行ひ所謂振替預金を創設し、此等に基づいて小切手の振出を行ふことである。要するに預金銀行の本質は過去に於

註2.) 小川郷太郎 新銀行法理由 71・72頁参照
中谷實 前掲書 44頁参照

いては短期の預金を受入れて商工業に對して短期の經營資金を供給する點にあつたが、今日では之と相並んで、預金銀行の供給する資金は受入たる預金額に限定されることな
く、それ以上に多額の預金通貨を供給する點にあり、此處に預金銀行の信用創造力が存在し、預金銀行が單なる資金の媒介機關に止まらず、その第一次性が見出されるのである。

滿洲に於いても着々として近代的金融制度の整備が行なはれると共に、金融機關の機能も長足の進歩をなしつゝある。然し、尙ほ弱小、舊式銀行の數は殆んど壓倒的に多數であるにも拘らず、その中の若干のものを除いては近代的信用業務の發達も遅く、預金銀行としての現代的機能を發揮し得るものは極めて少數に過ぎない。元來、滿洲國の金融部門に於ける進み方は特殊銀行の設立を以て之れに當り

此れに配するに、所謂地場銀行の育成を以てせんとするに
ある（註3）から、先づ特殊銀行の預金銀行としての性質
を研討せねばならぬ。従つて次には預金銀行としての特殊
銀行の觀察と共に普通銀行に對しても此の方面よりの考察
を進めることとする。

第二節 滿洲に於ける預金銀行

先づ通貨供給の諸機關としては、自から通貨を造出する
ものとの他の機關が造出せるものを單に媒介するに止まるも
のとの兩者に分ち得る。滿洲に於ては自ら通貨を造出する
機關としては政府と預金銀行であり、日本銀行が兌換銀行
券の發行權を有する（日本銀行條例第十四條）のに反し、
滿洲中央銀行は斯かる發行權を有しない（滿洲中央銀行法
第十四條、貨幣法第一條參照）。

而して政府及び預金銀行が造出する通貨を單に媒介する

に過ぎないものとしては兩者以外の總ての金融機關（例へば庶民金融機關の如し）である。金融機關が信用に基づく通貨供給機關といふ觀點からすれば、前者即ち自ら通貨を造出する金融機關（政府を除く）は第一次的金融機關と稱し、後者即ち、他の金融機關の造出せる通貨を單に媒介するに過ぎない金融機關は第二次的金融機關と稱し得るであらう。

而して預金銀行は自から通貨を造出し、産業に對して短期の通貨を供給するのであるから第一次金融機關である。而して滿洲では如何なる金融機關が預金銀行であり、又預金銀行は各種金融機關の中で如何なる地位にあるかを考察する。

一、滿洲中央銀行の發券銀行としての特殊性

滿洲に於ける預金銀行の考察に當つては、預金銀行は通

貨造出機關として第一次金融機關であるがそれと共に、先づ通貨造出機關としての特殊性を持つ満洲中央銀行の考察を進めねばならぬ。

舊來、滿洲に於て自から通貨を造出する機關は多種多様であつた。滿洲舊來の通貨中で主要なものとしては紙幣と銅錢で、紙幣も極めて其の種類多く、且つ地方的にも其の種類を異にし、其の流通範圍も地方的に限定されてゐた。支那側銀行の發行する紙幣の主たるものとしては、奉天を中心として流通する奉天票並に現大洋票、吉林を中心とする吉林官帖、黑龍江省に於ける黑龍江官帖、哈爾濱に於ける哈爾濱大洋票等であり、硬貨として一般に用ひられて居たものは銅錢であるが、尙ほ安東には鎮平銀なる馬蹄銀があり、營口には張替制度の一種とも云ふべき獨特なる過爐銀制度があつた。

尙ほ金融機關の方面より觀察すれば支那側銀行たる新式銀行としては、東三省官銀號、吉林永衡官銀錢號、黑龍江省官銀號、中國銀行、交通銀行、公濟平市錢號、邊業銀行等の發券銀行が夫々不換紙幣を發行してゐた。爲之、外國通貨としては日本通貨として朝鮮銀行發行の金券たる朝鮮銀行券、横濱正金銀行發行の銀券たる鈔票其他日本銀行券並に補助貨及び露國の留貨の通貨も流通してゐたのである（註々）。

斯くの如く自から通貨を造出する機關は舊來多樣で、此の中での預金銀行の地位は極めて低くかつた事は自から認められる所である。

かくて一九三二年（大同元年、昭和七年）三月滿洲國の成立と共に、さしも紊亂せる通貨制度も、同年六月十一日貨幣法の制定、滿洲中央銀行の設立により、滿洲國幣制統

一はその第一歩を踏み出すに至つたのである。

而して滿洲國貨幣法第一條によれば「貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス」滿洲中央銀行は貨幣の製造及び發行を貨幣法に基づいて實行することとなり、紙幣のみならず鑄貨の鑄造も同行が行ふこととなつた。故に、日本銀行は「兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有スル」(日本銀行條例第十四條)のであるが、滿洲中央銀行は紙幣及び鑄貨の發行權は保有することなく、専ら政府に屬しており、只だ滿洲中央銀行は「貨幣法ノ定ムル所ニ依リ貨幣ノ製造及發行」の事務を遂行し得るに止まる。

滿洲中央銀行と日本銀行との相違點も此處に存する。又通貨創造の點より見れば政府が第一次的機關であり、滿洲中央銀行は同法第十四條第四項により「諸預り金及當座貸越」業務を認められており、従つて一般預金銀行として、

預金通貨造出機關なる點より第一次金融機關たるに外なら
ない。

二 預金銀行としての特殊銀行

滿洲建國と共に政府は大同二年三月一日滿洲國經濟建設
綱要により經濟建設に關する聲明書を公布し、經濟建設の
根本方針を明示した。之によれば滿洲國の經濟建設に當つ
ては無統制なる資本主義經濟の幣害に鑑み、所要の國家的
統制を加へ、資本の効果を活用して以つて國民經濟全体の
健全且つ發刺たる發展を圖らんとするにある。

而して經濟統制の方策としては、國防的若しくは公共、
公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經
營せしめ、それ以外の事業は自由經營に委するといふ原則
を確立した。

従つて、金融の整備に於ても先づ之の原則に則り、國幣

の流通、通貨の調節、安定を計る爲めには滿洲中央銀行といふ特殊銀行を設立し、その任に當らしめ、且つ康德三年十二月三日には第二次五ヶ年計畫の進展と共に、金融の圓滑を圖り、産業開發に必要な長期低利の資金供給の爲めに滿洲興業銀行法に基づく特殊銀行が設立されるに至つた。かくして公共、公益的性質を多分に有する金融業務は經濟建設綱要の精神に基づいて、二大特殊銀行の設立といふことになつた。

(一) 預金銀行としての滿洲中央銀行

一般に中央銀行は一國金融機關の中樞にして、所謂「銀行の銀行」として諸金融機關の指導的役割を演じ、兩者の關係は哈かも銀行が個人、會社から預金を受入れ、之れに對して資金の融通を爲すのと同じく、中央銀行は銀行を相手として預金並びに貸付取引を爲すといふに在る。日本銀

行及び米國の聯邦準備銀行は上述の如き中央銀行としての機能を營み（註5）英蘭銀行の如きは各銀行との關係よりも寧ろ、ビル、ブローカーの如き機關に對して資金の融通を爲してゐる（註6）。孰れにしても、一國の中央銀行は一般銀行から手形交換、高決濟資金、遊資、預金準備等を受入れ、就中緊急時に諸銀行の資金需要に應じて通貨を供給し、諸銀行の擁護者となり、諸金融機關の中樞なる點には變りはないとしても、其の營業方針は各國の事情に依り特に民間銀行發達の程度に依つて異なるものである。

滿洲中央銀行も亦、所謂中央銀行として各種金融機關の整備と信用制度の發達を圖り、健全なる金融市場の設立を其の根本的使命としてゐるが然し、其の他歴史的特殊性と金融疎通の辦法といふ意味から一般銀行業務をも營むこととなつてゐるのである。

二六

註5) 牧野輝智 新金融論 35. 206頁以下參照

註6) 同 書

第一表 滿洲中央銀行當座預金の一般預金に對する地位 (單位千圓)

當座預金 上下期末平均	一般預金總額 上下期末平均	當座預金 ノ一般預金 左額ニ對スル比	年次
二七四二	三六二九一	六二六%	大同二年
二五二七八	六二、三三六	四一三%	康德元年
二七四三	七、〇三四	三六六%	康德二年
三四九五五	一〇、〇〇三	三四九%	康德三年
七〇九四八	一三、六一四	五二一%	康德四年
九四三八三	二二、二二八	四二五%	康德五年

第二表 滿洲中央銀行の預金通貨流通速度 (單位千圓)

	大同二年	康德元年	康德二年	康德三年	康德四年	康德五年
當座預金 上下期末平均	二二七四三	二五二七八	二七四五二	三〇九五五	七〇九四八	九四三八三
拂戻總高	五一六九九二	八八二六一六	一三二二三四	二〇一九三二	四九一三九二	六八九二一一
流通速度	二二七三	三四九一	四四五五	五七六六	六九二六	九四〇四

滿洲中央銀行各年各期末營業報告書より作成

(二) 預金銀行としての滿洲興業銀行

滿洲興業銀行の設立は日本の對滿進出と共に明治四十二年頃よりの懸案（註7）であつたが、滿洲建國と共に、滿洲國經濟建設綱要に於ても「農工業ノ發達ニ資スル爲メ特殊金融機關ヲ設立シ割増金付債券ノ發行ヲ特許スル等ノ方法ニヨリ長期低利資金ノ供給ヲ行ハントス」とあり、右趣旨に基づき斯かる金融機關の設立に就て種々研究された結果、康德三年十二月三日公布の滿洲興業銀行法に基づいて同月七日資本金三千萬圓（半額拂込）の特殊銀行としてのその成立を見るに至つた。

同行設立の目的は同銀行法第一條にも明示せる如く、滿洲國同に於ける一般金融の圓滑を圖り、併せて各種産業開發の爲め必要なる長期低利なる資金を供給することであり且つ一層重要なことは、多年の懸案であつた朝鮮銀行の退

註7) 大日本帝國議會誌第七卷（明治四十二年廿五議會）

去による朝鮮銀行券の撤退とそれに伴ふ滿洲金融の統制、整備が滿洲興業銀行の設立といふ形態に於て現はれたと見ることが出来る。

斯くの如き使命を以つて設立された同行は預金銀行としての立場より見る時には如何といふに、その爲には先づ同行設立の地盤となつたものを一瞥する必要がある。即ち、その地盤たるや従來長年月に亘つて培養されて來た日本側金融機關の勢力、殊に朝鮮銀行は銀行券の發行と相俟つて頗る強大であり、又正隆銀行並に滿洲銀行も所謂預金銀行として商業金融に於てはその一翼として活躍しつゝあつたが、前述の如く國內銀行との摩擦、金融統制上の不便、特に滿洲産業開發の爲めの長期興業金融の必要から、日滿一如の見地に基づいて三者が合一され、新しく滿洲國法人としての滿洲興業銀行が成立し、多年の宿望が達せられたの

である。故に、斯かる地盤の上に立つ以上は長期興業金融の發展は勿論のこと、所謂預金銀行としての同行の占むる地位は頗る大なるものがある。次に同行の預金銀行としての性質を計數に基づいて考察する。

先づ第一に同行の預金より預金銀行としての性質を窺ふことにする。同行設立の地盤たりし三行は從來何れも長期金融の方面には關係薄く、且つ商租權其の他の法制不備の爲めに長期の融資は事實上不可能の状態にあつたことから考へれば、同行の預金の性質も主として短期の預金受入れに依り、短期の融資は止まつてゐたであらうことは一應肯首出来る。同行當座預金の預金全額に對する比を求むれば次の如くである。

第三表 滿洲興業銀行當座預金の預金總額に對する地位

當座預金ノ 預金總額ニ 對スル比率	預金總額	當座預金	康徳四年		同五年	
			六月末	十二月末	六月末	十二月末
一五%	11,021,800	1,738,000 千圓	12,111,000	11,111,000 千圓	12,731,000 千圓	10,711,000 千圓
一七%	12,347,800	2,111,000 千圓	12,900,000	13,477,000 千圓	14,477,000 千圓	13,477,000 千圓
二二%	14,547,800	3,211,000 千圓	15,777,000	16,777,000 千圓	17,777,000 千圓	16,777,000 千圓

滿洲興業銀行各年各期末營業報告書より作成

上表に依つて明かなる如く、預金總額に對する當座預金の占むる割合は大して高くはないが、之れを傾向的に見れば康徳四年六月末一五%から同五年六月末には一七%で二%の上進を示し、同年十二月末には二一%となり六%の上昇振りを示し、次等に預金構成部門に於ける當座預金の地

位は向上の傾向にある。次に當座預金自体の絶對的增加率を見るに、康徳四年六月末三一、三五九千圓を基準とすれば同年十二月末一三四%で三四%の増加、同五年六月末一七七%で七七%の増加となり、同年十二月末には二五六%で二倍半といふ激増振りである。従つて、同行の當座預金より見たる地位の向上も此等の兩者より推測することが出來又預金銀行としての活躍も極めて活潑なることを知り得るであらう。

次に當座預金は利子の關係から通知預金に振込まれる率が多いから通知預金と合算したものゝ預金總額に對する比率を見ることにする。

第四表 當座、通知預金合算の預金總額に對する地位

康徳四年六月末	同年十二月末	同五年六月末	同年十二月末
當座、通知 預金合算	八、七〇七圓	七、四四一圓	一〇、四四一圓
	千圓	千圓	千圓

預金總額 二二〇九八千圓
 二四三七八千圓
 三二九五〇九千圓
 三八四六六千圓

當座通知預金
 金合算ノ預金總額ヘノ比率
 三〇%
 三一%
 四四%
 四二%

各年各期末營業報告書より作成

斯くの如く、當座、通知預金を合算したものの、預金總額に對する割合は漸次上昇の傾向にあり、殊に康徳五年に於ては預金總額に對して殆んど半額に相當する程となつてゐる。

次に貯蓄預金としての性質強き定期預金との關係より觀れば左の如くである。

第五表 各種預金の比較表

定期預金	康徳四年六月末	同年十二月末	同五年六月末	同年十二月末
一、一、一〇、一、一	千圓	一、一、一、一、一	千圓	一、一、一、一、一
54%		48%		35%
				一、一、一、一、一
				千圓
				38%
				三、五

合 計	其他預金	當座、通知預金合算
二一〇九二八	三六一三四	六五七七三
100%	16%	30%
二四三四七八	五二五九九	七三五一三
100%	21%	31%
三二九五〇九	六六七二六	一四五五二一
100%	21%	44%
三八四六六四	七五九八五	一六二二三二
100%	20%	42%

各年各期末營業報告書より作成

之れを以て見れば預金總額に對する比率の移動は定期預金及び當座、通知預金合算に於て著しく、其他預金（公金預金、特別當座預金、別段預金）に於てはその地位の移動は餘り認められな。而して貯蓄預金としての定期預金總額に於ける地位は康徳四年六月五四%で、十二月末には四八%五年六月末三五%同年十二月には三八%で、傾向的に見れば漸次低下の傾向がある。之れに反して當座、通知預金合算の預金總額に於ける地位は康徳四年六月末三〇%同

年十二月末三一%同五年六月末には四四%へ一躍上進し、同年十二月には四二%となつており、之れを傾向的に見れば次第に上昇過程を辿つてゐる。

次に此等の絶對的增加率から見れば、康徳四年六月末と同五年六月末との増加率は定期預金が僅かに六%の増加を示せるに反して、當座預金は七八%通知預金は一七七%の増加振りである。元來、銀行經營上から見て定期預金の如き貯蓄預金は比較的長期に亘り預け置かれ、銀行にとつては比較的確實なる經營資金を構成するものではあるが、預金者の側より見れば銀行に對して投資の安全性を期待する反面に、銀行としては不正則的な事業の如き比較的危険なる投資に依らざれば引合はないやうな高い金利を要求せねばならぬことにもなるから、預金銀行としての發達の上からは必ずしも好しくない(註8)。従つて、同行の預金銀

行としての發達上から見る場合には以上の如き當座預金の増加は極めて好ましく又同行の預金銀行としての發展をも物語るものである。

以上は滿洲興業銀行の預金より觀たる預金銀行としての性質を觀察して來たのであるが、次に貸出より之の點の觀察を進めることにする。

同行の種別貸出中年賦貸付、定期貸付、及公共貸付は長期貸付と看做し、其の他は短期乃至中期貸付として兩者の貸付金額全体に對する比率を求めれば次の如くである。

康徳四年六月末 同年十二月末 同五年六月末 同年十二月末

種類	康徳四年六月末	同年十二月末	同五年六月末	同年十二月末
長期貸付	九八一 <small>千圓</small>	二六九 <small>千圓</small>	四二九 <small>千圓</small>	八三三 <small>千圓</small>
中短期貸付	一七六四七 <small>三</small>	二二二〇三 <small>四</small>	二四五五六 <small>四</small>	三二九一八 <small>一</small>
合計	一八六二八 <small>四</small>	二三八九九 <small>四</small>	二八八五二 <small>七</small>	四一三四一 <small>九</small>
	100%	100%	100%	100%
	94%	89%	86%	79%
	6%	11%	14%	21%

各年各期末營業報告書より作成

上表の計數に依つて知り得る如く、滿洲興業銀行の貸付は中期又は短期貸付金額が貸付金全額に對して占むる地位は極めて大であり、長期貸付は二割内外に止まつてゐる。然し、之れを傾向的に見れば長期貸付は康徳四年六月末六%に過ぎをかつたが、同年十二月末には一%へ上昇し、同五年十二月末には二%へと急激なる向上を示してゐる。之れを貸付金額から見れば康徳四年六月末九八一一千圓なりしに十二月末には二六九四〇千圓へと三倍弱の増加を示し、五年六月末四二九六三千圓で四倍強、十二月には八三二三八千圓となり九倍強の激増振りである。之れに依つて見るも同行がその本來の使命とする長期興業金融への努力の跡が窺はれるのである。

それと共に中期、短期貸付金額は尙ほ同行の貸付金額中

絶對的地位を占め、康徳四年六月末には九四%、十二月末には八九%、五年六月末には八六%、十二月末には七九%となり、貸付構成部門に於ける地位は漸次低下の傾向にある。然し、貸付の金額より見れば尙ほ漸増しており、且つ、その地位も依然として長期貸付より上位にあり、預金銀行たるの性質も濃厚なりと言へるのである。

次に同行の預金銀行的性質とその使命への邁進の跡を窺ふ爲めに事業別金融の計數を示し、その活動状態を一層明白ならしめよう。

	康徳四年六月末 千圓	同年十二月末 千圓	同三年六月末 千圓
商業金融	一一五、二四六	一七〇、二二九	一八六、三七九
産業金融	五、二九四	一六、四四七	二七、〇三八
公共	四、五一七	一〇、四九四	一五、九二七
中小金融	三、一七六	五、〇二四	五、七一一

青木實著 滿洲帝國經濟全集々（金融篇）

二六三頁に據る

此の專業別金融の計數を見ても同行の預金銀行としての性質を充分窺ひ得ると共に。産業金融並に中小金融も顯著なる増勢を示してゐることはその使命達成への努力の跡を示せるものである。

最後に預金銀行としての性質を知る上に於て極めて重要なことは同行の預金通貨の流通速度如何の問題で即ち次の如し。

第六表 滿洲興業銀行の預金通貨流通速度

當座預金 各月平均殘高	千圓	
	康徳四年上期	同年下期
	三〇、二六三	三七一、三九
		同五年上期
		四八、九一六
		同年下期
		六七、一六二
拂戻總高	一、一八五、八六五	一、七〇九、三二六
		二、二四九、三八三
		二、九七三、八四五

各期末の預金
通貨流通速度

三九。一八

四五。七八

四三。九八

四四。二八

康徳四年

康徳五年

各年の預金通
貨流通速度

八四。九六

九〇。二六

銀行預金の流通速度は預金の性質に依つて大いに異なるものであり、流通速度の最大なるものは營業預金としての當座預金であり、最小なるものは貯蓄預金である。而して滿洲興業銀行當座預金の流通速度を見れば、上表の如く康徳四年上期に於ては三九。一八同年下期には四五。七八、同五年上期には四五。九八、下期には四四。二八となつており、之を各年に就て見れば康徳四年度に於ける一年間の回轉速度は八四。九六であり、同五年には九〇。二六となつており、五。三〇の増加を示してゐる。

扱て、日本に於ける一流の預金銀行たる三菱銀行の昭和十年度に於ける預金通貨の流通速度を見るに九〇・九になつており、之れと滿洲興銀の康德五年度の九〇・三六と比較すれば〇・五四の差のみにして、此の方面からのみ觀察すれば殆ど兩者は匹敵せることを知り得ると共に、日本の一流銀行にも劣らざることが明らかとなるであらう。

而して又營業預金たる當座預金は極めてその活動性に富み、その流通速度は一年中に於ては複雑なる變動を呈し、年と共に敏活なる變動を繰返し、特に景氣の變動とも密接なる關係を持つものであるから、同行の預金通貨の流通速度も極めて大であり且つ上昇の傾向にあるのは、滿洲經濟發展の反映であると共に、同行の活躍の程度も窺ひ得るであらう。

三、預金銀行としての普通銀行

前述の二特殊銀行は預金銀行としての本来の機能よりも他の使命を持つものであつて、滿洲中央銀行は發券銀行として、滿洲興業銀行は産業開發の爲めの長期興業金融といふ使命に基づいて設立されたものであつた。故に、現在兩者が預金銀行としての役割を演じつゝあるのは寧ろ、第二義的なものと言はねばならぬ。而して滿洲に於ける第一主義的預金銀行は銀行法に基づいて設立された普通銀行である。

從來滿洲國內の民間金融機關は幣制の紊亂と舊軍閥の特殊機關銀行及び外國銀行の壓迫に依り多くは票莊（爲替貸付業）、錢莊（預金貸付兩替商）、錢舖（兩替）銀爐（銀錠の鑄造及び預金、貸付兩替商）、當舖（質屋）、貯蓄會等の極めて幼稚なものであつた。又官銀號等の後援を受け

て比較的強大であつた普通銀行も經營方針が放漫であり、且つ、世界的不況及び事變後の政治的不安等に依つて殆んど銀行としての機能を喪失したものが多く、到底充分な金融の機能を營み得ない状態にあつた。従つて、滿洲中央銀行は建國後全國に支店網を構成し、民間金融の疎通を圖つて來たが、金融の實情から觀る時には民間商工業者に接觸し得べき普通銀行の存在は不可欠である。之れに鑑み、政府は民間の弱小金融機關の整理、廢合に着手し、新資本をも加へて有力なる地場銀行の發達を圖ると共に、之れに對する政府の監督を嚴重にし、銀行の資力信用の充實及び金融機能の増大に努力しつゝある。

(一) 滿洲國普通銀行に對する政策

滿洲國の産業開發は建國後の最大目標であり、之れが達成の爲には諸般の制度、機關の整備が必要であつた。

そこで政府は民間商工業者に直接接觸して金融をなすべ
き普通銀行の確立も急務を要する所となつた。由つて政府
は舊來の弱小金融機關の再建とその健全なる發達を圖ると
共に、預金者を保護する爲めに、基礎法として大同二年十
一月九日敎令第八六號に依り廿三條からなる銀行法を公布
し、銀行法第一條所定の業務を營むものは法定期限（康德
元年十二月末）迄に營業許可申請をなすこととした。之れ
により申請をなせるものは總數一六九の多きに達し、從來
の金融機構に急激な變革を來さない方針の下に、比較的
内容の良好なるものに對して許可を與へたが、その許可數
は申請數の半數に過ぎず、八八となつてゐる。而して營業
不許可の指令を與へたものに對しては爾後嚴重な監督を加
へ夫々整理を行なはしめた。尙ほ營業許可指令を與へた八
十八行の内譯は左の通りである。

中國側銀行（既存の中國側銀行）

二九 二三

申請數 許可數
 下關支店 一三
 交通支店 八
 其他支店 二

內國銀行

從來の內國銀行
 從來の儲蓄會
 從來の錢鋪

一二 一二
 四 二
 一二四 三一

合計

一六九 八八

（註） 青木實著 滿洲帝國經濟全集々（金融篇）二七六七頁

銀行法の制定により國內金融機關の第一次の基礎的整理は終つたが、同法は舊來の滿洲金融組織の實情に即して、之れを取締ると共に他面指導的方面に努力し、民間銀行の發達を助成する旨に出たのである。従つて、銀行の組織及び資本金は制限せず又他業の兼營も經濟部大臣の認可を條

件として許し、尙ほ商號中に銀行なる名稱の使用をも強制しなかつた

然し乍ら、かかる政策に出た理由は金融、經濟界に急激なる變動を與へない爲めであつて、銀行行政上は新設銀行に對しては設立當初より相當嚴重な取扱をなし、又既存銀行に對しては適宜に指導、補育に努めたのである。かくて漸次近代的經濟機構を具備しつゝ、ある滿洲の經濟界に即應して金融機關も整備すべく、且つ將來銀行法改正に當り銀行の資本及び經營全体に關する制限をも設くる場合の準備として弱小銀行の第二次整理となつたのである。即ち、康徳二年十月内國銀行六十二行中弱小なるもの四十行に對して組織の合理化及び資本増加に關して一定の指針を與へ、之れに順應し得ざるものは合併若くは廢棄することを切實した。

然るに一方國幣金票の等價政策の採用及び康德二年十二月十日爲替管理法實施の結果、從來兌換及び外國爲替を主業とした弱小銀行は全く營業の妙味を失つたこと等の事情と相俟つて整理は急速に進み、康德三年末までには個人組織に改組の上増資せるもの十九（内合併によるもの一）、其の力なしと認めて廢業整理したもの二十七行に及び、同年末を以て個人組織銀行（治外法權撤廢により其の後引續きたるものを除く）は完全に其の姿を没するに至つた（註9）。

かくて滿洲普通銀行の整理も略々完了し、金融界への影響も極めて良好に終始したのである。従つて、近代的金融組織へ飛躍し得る地盤も完備し、且つ康德四年を初年度とする所謂産業開發五ヶ年計畫の進展と國家經濟体制の整備といふ新情勢に即應すべく、康德五年十二月二十四日新銀

四九

註9) 青木實 滿洲帝國經濟全集金融篇

278-279 參照

行法が改正公布され、同六年一月一日より實施されるに至つた。

新銀行法を概観すれば、同法はその範を日本の銀行法に採ると共に、それにも見出されない新制度が採用され、それに滿洲國の特殊事情を加味したもので舊法（大同二年十一月九日敕令第八六號、改正康德元年三月勅令第一一一號同三年七月第一一〇號、同四年六月第一四一號、十一日第三六一號）の全文二十四條であつたが、新法は五十四條より成り、舊法に比して著しく進歩的である。

その主要なる改正點を見れば舊法では經營主体の如何を問はなかつたのであるが、改正法では株式會社に限定されたのみならず最低資本金額を法定し（第七條）、金銭信託の引受、定期積金の受入を預金の受入と看做し、供託金制度による特別の制限（第三條乃至第六條）を附してゐる。

更に注意すべきことは、銀行業の堅實なる發展を促すと共に、預金者の利益保護に萬全を期してゐる。即ち、銀行預金の拂戻準備金制度であつて、之れの法定は學問上からも極めて興味ある問題である。現在、世界に於て銀行預金の拂戻準備制度が法定されてゐる國は北米合衆國、南阿聯邦及び朝鮮のみで（註10）、預金銀行の信用創造及び景氣變動の問題と關聯して尙ほ異論の存する所ではあるが、滿洲國の銀行法が預金總額の十分の一以上の準備率を法定した（第十三條）ことは注目すべきことである。而して之の準備金は現金、郵政振替儲金、國債又は經濟部大臣の認可を受けたる有價證券にて保有し、又は經濟部大臣の指定する銀行（滿洲中央銀行、滿洲興業銀行）に預入ねばならぬのである。法定準備率に満たない場合には新規の貸付、手形割引、利益配當をなすことが出來ない（第十三條）。

註10) 中谷實 預金通貨の研究 110頁參照

銀行令（昭和三年十二月廿四日制命第六號）
第十條參照

註、北米合衆國に於ては聯邦準備銀行の加盟銀行は次の準備率によつて、その支拂準備を所屬の聯邦準備銀行に預入れねばならぬ（註11）。

中央準備市の銀行（要求拂預金の）	一三%	（有期預金の）	三%
準備市の銀行（同）	一〇%	（同）	同
地方銀行（同）	七%	（同）	同

又南阿聯邦に於ても、地域内の銀行は總て、要求拂債務に對しては少くともその一三%、期限附債務に對してはその三%を、南阿準備銀行に預入れねばならない。之に關聯して米國では一九三三年春の金融恐慌の結果聯邦預金保制度を採用し、一九三五年の銀行法改正により、之の制度を恒久化した。本制度の目的は銀行の預金を保險して、本制度に参加せる銀行が破綻を生じた場合に其の預金者を保護せんとするにある（註12）。

三

註11)	高垣寅次郎	銀行論	79頁	80頁
	高瓜明男	貨幣論	200頁	
	中谷實	前掲書	111頁	

最後に注目すべき點は預金銀行に對する行政的監督が強化されたことである。銀行業は多分に公共的性質を有し、その經營如何の影響する所も極めて廣況であるから、種々の角度から嚴重なる監督と制限とが加へられてゐる。特に官吏以外の者をして「經濟部大臣ハ必要アリト認ムルトキハ特ニ委囑シタル者ヲシテ検査セシムルト得」る（第二十六條第一項但書）ことゝなつており、又經濟部大臣は銀行業務に關し監督上又は公益上必要なる命令を發し、處分を爲し得る權能を持ち（第二十七條）、銀行の違法行爲若しくは命令違反又は公益を害すべき行爲に對しては、經濟部大臣には適當なる處分權が賦與され（第二十八條）、その監督權は極めて強化されるに至つたのである。

註ノ2) 牧野輝智 新金融論 227頁

東京商工會議所調査部篇 アメリカの新經濟政策と金融統制 163

(二) 滿洲國普通銀行の現状

上述の如く弱小銀行の整理策に努力すると共に、他方では努めて普通銀行の育成とその強化策を採りつゝある結果、滿洲の普通銀行業も漸く近代的形態を備へつゝある。元來普通銀行に對する根本方針としては大銀行主義の齎らす資金偏在の幣害を可及的に防止し、併せて地方産業の圓滿なる發達を期せんとするものであつて、全國主要都市に有力なる地場銀行を設立し、中小商工業者に對する短期金融を營ましめんとするにある。普通銀行の育成を専ら全國主要都市に限定せんとするのは、地方小都市及び農村に於ける金融は都市合作社及び村落合作社をして當らしむる方針と相俟つものである。従つて現在の普通銀行の整理、強化も概ね此の方面に進みつゝあるものであつて、地場銀行として育成、強化策を採り來つたもの、殆ど總ては奉天、新京、

哈爾濱、安東、營口、吉林、間島等の主要都市に存在する。即ち、奉天の奉天商工銀行、奉天商業銀行、新京の益發銀行、益通商業銀行、哈爾濱の哈爾濱實業銀行、安東の東邊實業銀行、營口の營口商業銀行、吉林の功成銀行、圖們の東興銀行等々である。

尙ほ以上の外康德三年七月の第一次治外法權撤廢に依り日華銀行、吉林銀行、奉天信託株式會社（康德五年八月十八日認可により奉天銀行と改稱資本金百萬圓に増資）、間島銀行、間島共益株式會社、間島興業株式會社及び振興銀行（後解散）（以上日本側銀行）を銀行法第二十三條に基づいて引續ぎ、次いで康德四年十二月治外法權の全面的撤廢により附屬地内の滯系銀號、盛業錢莊及び東記錢號（後解散）、德義厚錢號（後解散）並びに日本側銀行なりし新京銀行、協成銀行、安東實業銀行、福信金融株式會社（康

德五年八月廢業一を銀行法第二十四條に基づいて我行政權
下に引繼いだ結果、康徳五年六月末現在に於ける内國普通
銀行は左記の通り五十二行となり、内資本金百萬圓以上の
もの十一行、五十萬圓以上百萬圓以下のもの十一行、十萬
圓以上五十萬圓以下のもの二十七行、十萬圓以下のもの三
行となつてゐる。従つて康徳六年一月一日より施行の新銀
行法第七條に依れば「銀行業ハ資本金五十萬圓以上ノ株式
會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス」となつており、「勅命
ヲ以テ指定スル地域（新京、奉天、哈爾濱）ニ本店又ハ支
店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ百萬圓ヲ下ルコトヲ得」ないの
であるから、相當な制限と整理を受けることになる。然し、
法律は勅令により指定されたる地域、即ち新京、奉天、哈
爾濱に本店又は支店を有する銀行であつて「資本金百萬圓
未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ三年ヲ限り」之の制限を受けず

(第七條第二項)、其の他の地域に在る銀行にして「従前ノ規定ニ依リ營業ノ許可ヲ受ケタル銀行ニシテ(新法)施行ノ際現ニ存スルモノハ新法ニヨリ許可ヲ受ケタル銀行ト看做」され(第四十八條第二項)、「資本金ニ付テハ新法施行後三年ヲ限り第七條第一項ノ規定」は適用されず(第四十九條)、又「經濟部大臣特ニ必要アリト認め指定スル銀行ニハ當分ノ間第七條ノ規定」は適用されないことになつてゐるから、必ずしも此等銀行の資本金に急激なる變化はなく、滿洲自体の地方經濟の特殊性を考慮したものであつて金融經濟界への影響も急激なるを避け得るであらう。

第七表

滿洲國普通銀行一覽表（康德五年六月末現在）

銀行名	所在地	公稱		營業許可 年月日	康德四年十二月末金額		自康德四年 七月至十一 月取撥高
		資本金 千圓	拂込 資本金 千圓		預金	貸出 千圓	
奉天商工銀行	奉天市	2100	2100	康德一、二、二八	4787	5220	2875
奉天商業銀行		1000	1000	一、一、二八	1261	2298	1
奉天滙業銀行		1000	500	一、九、二	380	1570	93
世合公銀行		500	250	一、三、二八	552	352	100
瀋陽銀行		500	200	一、一、二八	227	48	1
志城銀行		365	365	一、一、二八	145	688	47
同益銀行		100	100	三、一、二二	188	385	290
○天昌厚銀行 (個人組織)		10	10	四、八、三一	63	39	1329

奉天信託 株式會社	奉天市	300	300	大正12.1.1	1920	1484	康德五年八 月奉天銀行 二月改稱百 萬圓二增資
日華銀行	鐵嶺市	300	300	8.12.17	337	1069	五
福興銀行	本溪湖	100	50	康德3.7.9	47	98	39
義增銀行	,	100	50	,	54	86	30
營口商業銀行	營口市	1000	1000	大同2.17.11	603	707	7.15
福順銀行	,	300	130	康德3.7.11	210	311	1.22
德義銀行	撫順市	100	50	大正2.1.1	88	228	3.7
盛業錢莊 (個人組織)	瓦房店	50	50	康德4.8.1	68	38	1
梨樹地方銀行	梨樹縣	100	100	,	44	76	1
功成銀行	吉林市	1000	300	,	1198	3179	1.3.8

吉林銀行	吉林省	300	150	大正九年三月	307	357	101
公順銀行	義縣	100	100	康德三年一月	389	411	278
東邊實業銀行	安東	2500	1250		733	1057	1
安東地方銀行		800	400		43	271	1
義來銀行		100	50		90	155	713
興茂銀行		100	100		59	146	879
協成銀行		1000	250	大正九年五月	1385	1828	1
安東實業銀行		500	125		1544	1222	1
間島銀行	龍井	500	300		507	733	1
間島工業株式會社		100	100	昭和三年七月	311	395	1
間島共業株式會社		100	50		127	178	1

東興銀行	圖們	1000	500	康德	470	749	1
普昌銀行	佳木斯市	100	50	四	28	208	1545
牡丹江商業銀行	牡丹江市	500	250	三一	10	340	455
齊々哈爾 商工銀行	齊々哈爾市	400	100	四	17	157	1
恒聚銀行	哈爾濱市	500	250	三一	19	783	1659
福德銀行		500	250	三一	18	622	1707
中泰銀行		500	250	三一	25	154	991
天和銀行		500	250	三一	22	530	1978
瑞祥銀行		300	150	二	9	141	1014
天泰銀行		500	250	三一	11	313	1164
哈爾濱協和銀行		100	100	二	5	124	202

環城銀行	哈爾濱市	100	50	康德	1127	258	235	1
猶泰國民銀行	、	100	100	、	1127	303	272	1
○房產銀行	、	100	100	、	1127	1175	859	1
哈爾濱實業銀行	、	500	250	、	1127	1125	1400	1
滿洲里商業銀行	滿洲里	200	200	、	1127	7	45	3
東盛銀行	、	100	50	、	1127	29	48	162
興盛銀行	ハイラル	100	50	、	1127	115	133	2390
益發銀行	新 京 特別市	1000	1000	、	1127	3203	6666	18237
益通商業銀行	、	1000	500	、	1127	2322	4328	7818
○惠華銀行	、	450	250	、	1127	14	222	1
新京銀行	、	1000	200	大正	1127	1631	1349	625

六二五

福信金融株式會社	新京特別市	300	300	昭和一二八三一	四四九	二四九	一
合計	五一二行	二四四一五	一五七四〇		三二六七五	三二八八八	一三二八三六

經濟部金融司編 滿洲銀行總覽 康德五年六月版
 青木實著 滿洲帝國經濟全集々（金融篇）二八三、四、五頁
 經濟部金融司銀行課編 金融機關別預金貸出一覽表
 ○印は康德五年六月より十二月迄に廢業せる銀行であり。
 従つて、康德五年十二月末現在に於ては四十八行なり。

以上の如く滿洲國普通銀行は康徳五年六月末五十二行、同年十二月末四十八行の多數に上つては居るが、その實質上より觀る時には、公稱資本金總額六月末、二千四百四十一萬五千圓、内拂込金千五百七十四萬圓となつてゐる。預金は康徳五年六月末現在三千九百四十九萬圓、その中當座預金一千百四十四萬八千圓で二九%を占め、同年十二月末現在に於ては預金總額四千七百九十三萬一千圓、中當座預金一千六百八十六萬四千圓で三五%を占めてゐる。

次に内國側普通銀行の預金通貨流通速度を求むれば次の如く極めて緩慢である。

	康徳五年六月末	十二月末
當座預金	一、四四八 千圓	一六、八六四 千圓
拂戻總額	四、一四〇	七〇、三一九
流通速度	三・八五	四・一七

康德五年に於ける預金通流速度

當座預金

一四一五六千圓

上下期末平均

拂戻總額

一一四四五九千圓

流通速度

八・〇八

斯くの如く、内國側普通銀行の預金通貨流通速度は極めて緩慢であり、未だ預金銀行としての機能も極めて微弱たるを免れないのである。この事は即ち、滿洲の普通銀行が現代的信用機關としての信用創造力の低劣なること、人間の商取引が現金通貨による決済の多いことに基因すると共に、信用機關の利用が未だ充分ならざるによるものである。

次に康德五年六月末に於ける内國普通銀行の貸出を用途別に見れば貸出總額六五二二一千圓その中商業資金四四九

〇六千圓で六八%強となり、金額に於ては小なりと雖も、商業資金の全体に於て占むる地位は極めて大であり、従つて普通銀行が所謂商業銀行としての性質の濃厚なることを知り得るのである。

最後に内國普通銀行の資金構成を見れば康徳五年五月末の預金三六二九〇千圓なるに、借入金二〇七九六千圓となつており、借入金の預金に對する比は極めて大であり、日本の普通銀行は預金に比し借入金が増減の傾向にあり乍ら、滿洲國の普通銀行は却つて借入金が増加の傾向にある。この事は滿洲國普通銀行が將來預金銀行として發展し行く上の根本的問題ともなるものであつて、今日の狀勢より之が發展を圖らんとすれば中央銀行其他強力なる特殊金融機關の援助を大いに必要とするであらう。

(三) 外國普通銀行

周知の如く、從來の滿洲地場の金融機關は極めて幼稚なものであつて、近代的金融機關と看做し得るものは殆ど外國側の諸銀行であつた。而して此等の中には日本側銀行、中國側銀行、歐米側銀行が益々その支店、出張所を有して互に競争してゐたのであるが、滿洲建國と共に金融統制上諸種の制限を受けるに至つたのである。

新銀行法は「本法施行地外ニ本店ヲ有スル銀行」(法第三十九條、特則第一條)は之れを外國銀行として銀行法上特殊な取扱をしてゐる。即ち銀行法中には斯かる銀行に對しては其の盡適用し得ない條項又は適用することの不適當な條項があるから、銀行法は次の如き特則を設け、尙ほ經濟部大臣に對し其の取締上別段の規定を制定し得る權限を賦與してゐる(法第三十七條第三項)。此の權限に基き經濟部大臣は經濟部令第五十八號を以て「銀行法第三十七條

ノ規定ニ依ル銀行ノ特例ニ關スル件」を制定してゐるのである。

本令に依れば所謂外國銀行が銀行法施行地内に支店出張所又は代理店を設け銀行業を營む場合には、一般銀行に對するとは違つた取扱がなされてゐる。即ち、法第一條によれば

- (1) 資本金に對する制限がないこと
- (2) 商號に對する制限がないこと
- (3) 商號の変更、資本金の変更其他銀行業の根本組織に關する事項は内國銀行の場合には經濟部大臣の認可事項であるが、外國銀行の場合には「届出」の義務が課せられるに過ぎない。
- (4) 積立金に對する制限がない。
- (5) 監査役の銀行調査警備付義務の免除

(6) 其他銀行の合併、解散の場合に於ける許可の免除
斯くの如く外國銀行は内國銀行とは色々な點に於て異つた取扱を受けては居るが、外國銀行の營業所又は代理者が銀行業を營むことに關しての許可を受けたる時には銀行法の適用に付ては銀行と看做され、此等營業所又は代理店の獨立性が與へられ、監督、取締の徹底を期せんとしたのである。

而して外國銀行も前述の經濟部令第二條により「保護預り其ノ他ノ銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ム」ことが出来ることとなつてゐるから、預金銀行たる點に於ては内國普通銀行と同様である。茲に、「其ノ他ノ銀行ニ附隨スル業務」とは大同三年一月十三日財政部訓令第四一八號「銀行法施行ニ關スル注意事項」三ノ三の附隨業務係にある如く「現在ノ銀行業務ノ内容ヨリ觀ルトキハ保護預リノ外保管金、

爲替、代金取立、有價證券ノ賣買及貸付、地金銀ノ賣買、
債務ノ保證、公金及諸會社ノ金銀出納ノ事務取扱、他銀行
ノ業務代理等ノ行爲」は本來の銀行業務たる預金の受入、
金銀の貸付、手形割引、爲替取引に従たる程度を越へない
限り附隨業務として認められ且つ、社債擔保權信託法の施
行により、新銀行法では信託の引支をも附隨業務としてゐ
る（法第九條）が、外國銀行にはその規定なく、従つて前
記の附隨業務は爲し得るとしても、信託の引受業務は特に
許可を受けたる場合の外は爲し得ざるものと解すべきであ
る。故に外國普通銀行も上述の點を除いては内國普通銀行
と同一であり、預金銀行としての性質も内國普通銀行と相
違しないものと言はざるを得ない。

次に、滿洲に於ける外國銀行としての日本側銀行、中國
側銀行、歐米側銀行の預金銀行としてその性質を説くこと

とする。

(1) 日本側銀行の預金銀行としての性質

滿洲國內に存在する日本側銀行に對しては康徳三年七月
治外法權の一部撤廢及び康徳四年十二月一日の全面的撤廢
に依り、日本人及び日本法人に對しても銀行法を適用する
ことになつたから、現在では日本側銀行は日本の特殊法人
としての横濱正金銀行五店（新京、奉天、奉天小西關、哈
爾濱、營口）及び東洋拓殖株式會社五店（新京、奉天、哈
爾濱、牡丹江、龍井）で合計二行十店となつてゐる。

然し、以上は滿洲國銀行法の適用を受ける銀行であつて、
關東州内の日本側銀行は除外されてゐる。従つて、關東州
をも經濟的關係上、滿洲國と一体として觀んとするからに
は、關東州内の日本側銀行をも添加せねばならぬ。而して
關東州内に於ける日本側銀行は現在に於ても相當の勢力が

あり、日本の一流銀行は此處に支店又は出張所を有してゐる。即ち、朝鮮銀行（大連、旅順支店）、横濱正金銀行大連支店、臺灣銀行、三井銀行、三菱銀行、住友銀行、第一銀行各大連出張所である。故に、本稿に於ては今後此等をも附加へて敘述する。

扱て、滿洲國內に於ける横濱正金銀行は滿洲独自の爲替銀行が缺如してゐる爲めに、特に滿獨通商協定の實施に重要な役割を演じてゐる。次に東洋拓殖株式會社は本來日本「内地以外ノ地域ニ於ケル拓殖資金ノ供給其ノ他拓殖事業ノ經營ヲ目的トスル株式會社」（明治四十一年八月二十七日法律第六十三號東洋拓殖株式會社法第一條）であつて、日本の特殊會社であり、純然たる銀行として取扱ふべきものではないが、同法第十一條により貸付業務を爲し得る外、同法第十三條ノ二により「定期預り金ヲ爲スコトヲ得」る

ことになつて居るから法律上は之をも銀行と看做してゐる
(註13)。

然し、斯かる「定期預り金」はその用途も法律によつて制限を受け「拓殖ノ爲必要ナル農業、水利事業及土地ノ取得、經營、處分」及び「其ノ他拓殖ノ爲必要ナル事業ノ經營」の爲めにのみ使用出来る(同法第十三條ノ二第二項)ことになつてゐるから、所謂預金銀行として之を取扱ふことは出来ない。

滿洲興業銀行の設立前迄は朝鮮銀行、正隆銀行、滿洲銀行の三行が存在して預金の大部分を吸収し、預金銀行としての活躍が目覚ましきものがあつたが滿洲興銀の設立により總て滿洲國の統制下に這入ることになつた。従つて現在では滿洲國內に於ける日本側銀行としての預金銀行は横濱正金預行が同法第七條第三號、第四號により預金銀行とし

ての機能を營んで居るに過ぎない。

扱て、日本側銀行の預金銀行としての活動を預金の側より觀れば、康徳五年六月末に於ける關東州内の當座預金は七行八店の合計三四八三六千圓、滿洲國內に於ては一行五店にて六六六二千圓、兩者合計四一四九八千圓となつてゐる。同年十二月末に於ては關東州内三七二三千圓、滿洲國內五九〇三千圓、合計四三〇四二千圓である。之を以て見れば日本側銀行の活動は關東州内に於て大なるを知り得る。次に全滿の預金通貨總額一九三、七九〇千圓（關東州を含む）と日本側銀行の預金通貨總額四二、二七〇千圓（六月十二日末の平均）とを對比すれば、二一。七%に營るが、關東州を除外して滿洲國內のみに就て觀れば六二、八三千圓六月、十二月末平均）となり、滿洲國內に於ける日本側銀行

の地位は極めて微々たるものであり、その重點は關東州に在ると言へるであらう。

(2) 中國側銀行の預金銀行としての性質

滿洲建國當時に存在せる主要な中國側銀行は中國銀行、交通銀行、金城銀行、大中銀行、國貨銀行及び河北省銀行の六行であつた。此等の銀行中で中國、交通兩銀行は支那に於ける本店の信用と滿洲に於ける長い歴史とに依り發券銀行としてのみならず、預金銀行としても相當鞏固な地盤を有してゐたのであるが、建國後政府は此等の諸銀行の營業に付ては特に慎重なる警戒を行ひ、奉天に於ける國貨銀行支店及び河北省銀行支店は閉鎖、整理を行はしめ、銀行法施行後は一般に中國側銀行に對し實地検査を施行し、その結果次の如き處置を講じた(註14)。

(1) 營業繼續許可申請(大同二年十一月)

(2) 供託金の供託（大同二年十一月）

(3) 儲蓄預金の受入禁止（康德元年十二月）

(4) 中國、交通兩銀行の滿洲管轄行の設立（康德二年六月）

(5) 預金利子の引下（康德三年二月）

即ち、(1)に依り薄弱なる銀行は整理され、供託金を供託せしめることに依り預金者を保護し、(3)に依り國民の零細資金の中國への逃避を防止し、(4)に依り從來の如き金融統制上の不便が除去され、(5)に依り預金利子の高率と金融統制上の支障を除くことが出来ることになつた。

以上の外時々嚴重なる實地検査を行ひ役諸種の報告を徴し、資産内容の改善を圖つてゐるが、現在では其の營業も頗る消極的方針を採つており、且つ本國の事情並に滿洲金融界の進展と共に後退の傾向にあるのは止むを得ない所である。従つて此等中國側銀行の預金銀行としての地位も現

在では極めて低い。

滿洲國內に於ける康徳五年十二月末現在の中國側銀行は四行二十一店、關東州内に於て四店存在する。

滿洲國に於ては、中國銀行十一店（新京、奉天、瀋陽南滿站、哈爾濱、哈爾濱道外、吉林、安東、營口、錦縣、黑龍江、公主嶺、交通銀行八店（新京、奉天、瀋陽南滿站、哈爾濱、哈爾濱道裡、營口、黑龍江、四平街）、金城銀行一店（哈爾濱）、大中銀行一店（哈爾濱）となつてゐる（註15）。

次に關東州内に於ては中國、交通、金城、東來の四店が存在する。然し此等の諸銀行は現在殆んど缺損續きである。

次に中國側銀行の預金銀行としての活動を預金の側より觀れば、康徳五年六月末滿洲國內の當座預金は、四四七千圓、關東州内では、四六五千圓となり、兩者合計二九一二

表一覽貸出預金別機關金融 司金融部經濟註15)

による十二月末五年康徳

千圓となつてゐる。同年十二月末に於ては滿洲國內一、四七
七千圓、關東州内一、五〇三千圓合計二、九八〇千圓である。
全滿の預金通貨總額一九三、七九〇千圓（關東州を含む）と
中國側銀行の預金通貨總額二、九四一、千圓（六月、十二月末
平均殘高）とを對比すれば一・五%に過ぎず、預金銀行と
しての滿洲に於ける地位は殆ど取るに足らない状態である。

(3) 歐米側銀行の預金銀行としての性質

滿洲國內に存在する歐米側銀行は滙豐銀行 (The Hongkong
and Shanghai Banking Corporation) (哈爾濱支店、奉天出張所)

麥加利銀行 (The Chartered Bank of India, Australia and China)

(哈爾濱支店)、花旗銀行 (The National City Bank of New

York) (哈爾濱支店) の三行四店であり、關東州内に於て滙

豐銀行、花旗銀行各一店存在する。

歐米側銀行は往時に於ては相當活躍したのであるが、最

近は頓に頽勢に轉じ、花旗銀行奉天支店は既に業務縮少の結果閉鎖し、米國系信濟銀行も康德二年十月五日業務不振の爲め倒産し、法亞銀行も信濟銀行倒産の餘波を受けて業務の整理を完了し、又法律上内國銀行であつた遠東銀行も北鐵買収に伴ふ業務不振の爲めに、康德二年十二月二十日廢業し清算を完了した。其の他滙豐銀行及び麥加利銀行も爲替業務は兎も角として、其の他は殆んど昔日の面影はなし。

此等歐米側銀行の預金銀行としての性質を預金の側より觀れば、康德五年六月末滿洲國內に於て當座預金一四三九六千圓、關東州内三一二〇千圓、合計一七三一六千圓であり、同年十二月末滿洲國內に於て九〇七九千圓、關東州内三〇〇二千圓、合計一、〇八一千圓となつてゐる。

全滿の預金通貨總額一九三、七九〇千圓、歐米側銀行の預

金通貨總額一四二九八千圓（六月、十二月末平均）とを對
比すれば七・四%に該當し、滿洲に於ける地位は餘り大な
りと言へないであらう

金原高城譯 貨幣の購買力 42 頁
牧野輝智 貨幣學の實證的研究 130 頁
土方成美 經濟學總論 267 頁、268 頁

第四章

滿洲に於ける預金通貨の數量
と其の流通速度

第一節 預金通貨の數量測定

預金通貨の數量は何を以て預金通貨と見るかに依つて異なる。此の點に關しては大体今日小切手を以て預金通貨となすものと（註16）小切手振出の基礎となる要求拂の預金残高（營業預金）を以て預金通貨となすもの（註17）との二説が行なはれてゐる。

元來銀行預金は預金者が銀行に對して有する債權であつて、此の債權に基づいて預金者は銀行より預金を引出し得るものである。此の場合等しく銀行預金と言つても、米國に於ける *time deposit* や英國の *deposit account* 及び日本、滿洲に於ける定期預金の如きは貯蓄預金であつて、此等は預金通貨數量の算定からは除かるべきである。従つ

八二

註16) 土方成美 經濟學總論 267 頁、268 頁
牧野輝智 貨幣學の實證的研究 130 頁

註17) I. Fisher, 金原・高城譯・貨幣の購買力 42 頁

て、小切手拂出の基礎となるべき當座預金が預金通貨であり、此の場合小切手は、之の當座預金といふ預金者の債權に基づいて預金を移轉すべき權利の證書に過ぎない。即ち、小切手自身は通貨ではなくして、小切手の代表する銀行預金其物が通貨であり、その中でも要求拂の預金が通貨である。

一、預金通貨の範圍

滿洲に於ける預金通貨の數量は、一應銀行の當座預金總額より推知し得るが、尙ほ之には幾多の問題がある。先づ滿洲中央銀行の預金であるが、之には、政府預金と一般預金とがあり、政府預金は日本銀行に於けるそれと同性質ではあるが、一般預金は日銀の民間預金とは相當に異なる。即ち、日銀の民間預金も當座預金として小切手振出しの基礎であるが、その振出しは主に一般銀行の手形交換尻決済等

の如き金融取引に使用されると共に、一般銀行の預金に對する支拂準備金として保有される方がより重要な意義を有し、一般取引用といふことが出來ない。又一般銀行に對する個人預金から見れば再預金を構成するものであるから預金通貨の數量中には二重に見積ることとなり、當然除かるべきである。

然し、滿洲中央銀行の一般預金は、同行が所謂中央銀行としての業務のみに止まらず、特に自ら預金銀行として活動しており、従つて一般銀行よりの預金の受入よりも寧ろ、預金銀行としての立場から預金の受入れをなしてゐる。故に、今正確なる數字は發表されて居ないから不明ではあるが、再預金たる同業者預金の額も僅少である。由つて、中銀の一般預金は預金通貨として、大体金額算入すべきである。

次に、政府當座預金は所謂政府預金中に含まれており、その大部分を占め、中銀は無利子にて受入れており、政府は之に基づいて小切手を振出し、支拂に使用してゐるから、預金通貨の總量には算入すべきであるが、之は一般の金融取引とは異つた特殊の操作が行はれるものであるから、漫然と政府當座預金拂出總高の計數を使用して預金通貨の流通速度を算定することは甚だ危険であるから、茲では預金通貨數量より之を除外することにする。

次に、當座預金中には同業者間の預金が存在し、之は二重に計算されるものであるから除外すべきである。又預金通貨の數量を知る爲めには當座預金額より支拂準備金の額を差引く可しといふ主張もあるが、斯かる準備金は或一定額は常に銀行の金庫中に藏されてゐるものであるが、此れは單に當座預金のみの爲めに存するものではなく、定期預

金及び其の他各種の預金に對しても保持されるのが普通であるから、當座預金の準備金のみを差引くことは困難である。

次に預金通貨を要求拂の預金と限定する場合に問題となるのは特別當座預金である。此の預金は當座預金に置くべき資金も金利關係より月末、月初の金融繁忙期以外には特別當座に變形してゐるものがあり、一應預金通貨數量に算入すべきかとも考へられる。然し、特別當座預金に對しては支拂ひの爲めに小切手が振出されないので、其の性質も亦當座預金とは異つて、所得者の貯蓄性を多分に有するものであるから、之を以て預金通貨と見ることは當を缺ぐものと言はねばならぬ。

最後に問題となるのは當座貸越である。此れは貸越契約限度迄は小切手の振出しが可能であるから、此の貸越契約

の中で顧客の未だ利用しない額は、當座預金總額と共に預金通貨の數量を構成するものと言はねばならない。然し、當座貸越契約高の中で顧客が未だ利用せざる殘高は容易に知ることが出来ないが、今日の商取引には之に基づく小切手の發行が相當重要であるから、當座貸越をも加算したものを参考に供することとした。

二、公表されたる當座預金の計數

滿洲に於て一般に公表されてゐる當座預金の計數を示すものとしては次の如きものがある。

(一) 各銀行の各期末營業報告書

(二) 滿洲國普通銀行の分

經濟部篇、普通銀行預金貸出明細表（月報）

(三) 新京、奉天、大連の分

同上各地手形交換所月報

(四) 全滿の分

滿鐵、滿洲經濟統計月報

右の内何れを採田すべきかにつき考察するに、(一)は中銀、興銀の營業報告書を除いては、弱小多數普通銀行のそれを蒐集することは極めて困難であり、此の點は(二)の經濟部篇普通銀行預金貸出明細表により補充される。然し、之れは康徳四年七月創刊のものであるから、古いものを知ることには出來ない。

次に、滿洲三大都市の手形交換所の組合銀行だけの當座預金の計數は、此等の月報によつて求め得るが、全滿のものを見ることは出來ない。滿鐵の經濟統計月報は康徳三年より全滿各銀行の當座預金計數を擧げ且つ、本統計には同業者預金は中銀のそれを除き、總て除外されてゐるから之の點は最も都合好く、本調査に於ては之れを基礎として前

掲の各資料を参考として、その計數を求めることゝした。

三、預金通貨の數量

前述の如く預金通貨の數量決定には種々なる考慮を必要とするものであるが、普通には全國銀行の當座預金額が利用されてゐる。而して此等銀行の當座預金殘高は一般には期末の殘高が使用されて居る。然し、月末、期末には取引繁忙を極め、一時的に當座預金が増大するのみならず、滿洲では特に、農産物の出廻り季節が十月頃であり、翌年一二月頃迄は所謂繁忙期であり、夏期八、九月頃が端境期となつてゐるから、手形交換高を主体とする預金通貨流通速度算定に大きな誤差を生ずることになるから、各月の當座預金の數量の變動及びその平均計數を算出することゝした。然し、之れも統計資料の關係と通貨の統一が康徳二年を以て殆んど完成したから、翌三年から五年迄の三年に亘りそ

の計數を算定、掲上することにした。

(一) 全滿に於ける預金通貨の數量

全滿の預金通貨數量を算定する場合には關東州を含めて見るか否かに依つて相異なる所があるが、行政上は兎に角、全滿を一つの經濟單位として見る場合には之れをも包含すべく、特に手形交換所其他滿洲自身の銀行例へば中銀、興銀の關東州に於ける勢力と手形交換所との關係等より觀察すれば、普通銀行に關しても經濟部發行の普通銀行の預金貸出明細表に依るよりも、滿鐵發行の滿洲經濟統計月報の計數及び各銀行の營業報告書の計數を參考として使用するのがより妥當である。

第八表、全滿に於ける預金通貨の數量

年度	百分比	年度	百分比
康徳三年	100	康徳四年	106.4
康徳五年	110.2	一九四一六九(八ヶ月平均)	八九

當座預金 一七五、九〇八
一八七、二〇八

當座貸越	一三五三九一	100	100	一五九三四九	117.6	二三九七三一 (八ヶ月平均)	176.7
合計	三二一四九九	100	100	三四六五五七	111.2	四三三九〇〇	139.3

第九表、金融機關別の預金通貨(當座預金)數量 (單位千圓)

普通銀行 當座預金	一四三七七四	81.7	康德三年	76八一七	41.1	康德四年	五〇八七八	26.2	康德五年
特殊銀行 當座預金	三二一三四	18.3	康德三年	一一〇三三一	58.9	康德四年	一四三一九一	73.8	康德五年
合計	一七五九〇八	100	康德三年	一八七三〇八	100	康德四年	一九四一六九	100	康德五年

第十表、金融機關別の預金通貨(當座貸越)數量(單位千圓)

普通銀行 當座貸越	八七四〇二	64.5	康德三年	六八八一三	43.6	康德四年	七四八四八 (八ヶ月平均)	31.2	康德五年
--------------	-------	------	------	-------	------	------	---------------	------	------

特殊銀行 當座貸越	四八一八九		
合計	一三五三九一	100	35.5
	一五九三四九	100	56.4
	二三九七三一	100	68.8

(二) 三大都市に於ける預金通貨の數量

茲に、三大都市といふのは經濟的觀點から見たものであつて必ずしも行政上のものとは一致しない。即ち、法律上からすれば大連は滿洲の都市と見ることは出來ないのであるが、經濟上から見れば之れに加へるのが妥當なることは既述した所である。

次に滿洲に於ける預金通貨並にその流通速度を觀察するには手形交換所との關聯から見なければならぬ。滿洲の手形交換所は手形法第八十二條及小切手法第六十七條の規定に基づいて司法部大臣が之を指定することになつてゐる。かゝる指定に依る手形交換所は康徳五年六月廿九日の改正

に依り現在新京、奉天、營口となつており、之に大連を加へて四手形交換所が存在する。哈爾濱、安東等には各銀行が便宜上、組合銀行を組織して手形交換を行つてゐるが、此等は司法部大臣の指定による手形交換所ではない。奉天、大連は建國前より存在するもので、新京は康德元年十一月、營口は康德五年六月創設されたものである。故に、滿洲の主要都市を手形交換所の所在地といふ觀點よりすれば營口をも之れに加ふべきではあるが、各年の計數均衡上本調査に於ては除き、新京、奉天、大連の三大都市に限定することとした。

預金通貨の數量より觀たる此等の三大都市は極めて重要であり、康德五年全滿の預金通貨が一九四一六七千圓（八ヶ月平均）であるに比し、三大都市のそれは一二一八〇〇千圓（十二ヶ月平均）で六三%に該當する點より觀ても、

預金通貨の都市偏在と、此等三大都市の地位が重要なることを知り得る。

三大都市の預金通貨數量の算出方法としては、各都市の手形交換所月報により康徳三年より五年迄の三年間各年各月の平均計數である。即ち次の如し。

第十一表、三大都市預金通貨の數量（單位千圓）

	康徳三年 百分比	康徳四年 百分比	康徳五年 百分比
當座預金 一〇八九三四	100	一二九八九	一一八〇〇
當座貸越 六二五五六	100	七九〇三三	一八五五〇
兩者合算 一七〇九〇〇	100	二〇九〇二一	三〇七三〇

三大都市に於ける預金通貨の數量を見れば、當座預金の増加率に於ては康徳三年を一〇〇とすれば四年は一一八。

五で一八。五%の増加、五年には一一一。八で一一。八%の増加を示し、四年に比しては六。七%の減少となつてゐる。

　　當座貸越の増加率は康徳三年を一〇〇とすると四年は一
二五。一で二五。一%、五年には三〇一。三で二〇一。三
%の激増となつてゐる。之れは特に新京に本店を有する各
會社が五ヶ年計畫の進展と共に、その運轉資金としての資
金需要の増加を物語るものである。

　　預金通貨數量を兩者合算より見れば、康徳三年を一〇〇
として、四年には一二一。五で二一。五%の増加となり、
五年には一八〇。三で八〇。三%の増加を示してゐるので
ある。

　　三大都市の預金通貨の數量が全滿のそれに對して如何なる比率を示すものであるかを窺ふに次の如くである。

第十二表、三大都市預金通貨の數量とその全滿に於ける地位

	康德三年	康德四年	康德五年
三大都市當座預金	一〇八九三四	一二九九八九	一二一八〇〇
全滿當座預金	一七五九〇八	一八七二〇八	一九四一六九 (八ヶ月平均)
全滿に對する比	六一・九	六九・七	六二・八
三大都市當座貸越	六、五六六	七、七〇三	一八、五五〇
全滿當座貸越	一三五五九一	一五九三四九	二、三九七三 (八ヶ月平均)
全滿に對する比	四五・四	四八・四	七七・三
三大都市兩者合算	一七、〇〇〇	二〇、七〇三	三〇、七三〇
全滿兩者合算	二一、四九九	三、四六五七	四、三三九〇
全滿に對する比	五四・七	五九・七	七〇・八

全滿計數は滿鐵編、滿洲經濟統計月報より作成

三大都市は手形交換所月報の組合銀行の預金、貸出
より作成

此の計畫に依つて知り得る如く、三大都市に於ける當座
預金は全滿のそれに對して康徳三年六一・九、四年六九・
九、五年六二・八となつており、當座貸越は康徳三年に
は四五・四、四年には四八・四、五年には七七・三と漸
増の傾向を示してゐる。

次に三大都市の當座預金及び當座貸越との合算と全滿の
兩者合算との比率を求めると康徳三年五四・七、四年五
九・七、五年にけ七〇・八へと増進しており、之れを
以て預金通貨が如何に此等の三大都市に偏在せるかを知り
得ると共に、全滿に於ける三大都市の重要性をも窺ひ知る
ことが出来るのである。

(1) 新京に於ける預金通貨の數量

新京は建國後滿洲經濟の中心都市となり、各事業會社の本店の所在地であり且つ、金融の中樞となるに至つたから、都市の發展も目覺ましく、飛躍的な發展を遂げつゝある。滿洲の國都となつてから未だ僅々七年餘りであるが、今後新京が名實共に滿洲經濟の中心となり、新京の盛衰は即ち、滿洲經濟のそれと見ても過言なき迄になるであらう。

次に、滿洲三大都市の一つとしての新京に於ける預金通貨數量を見れば次の如くである。而して次に揭示する數字は新京手形交換所月報に基づき、手形交換所組合銀行の預金、貸出各年各月平均より作成せるものである。

康徳五年十二月末現在の新京手形交換所組合銀行とは次の八行を云ふ。

第十三表、新京手形交換所組合銀行一覽表

滿洲中央銀行總行

滿洲中央銀行北大街支行

滿洲興業銀行本店

滿洲興業銀行南廣場支店

滿洲興業銀行日本橋通支店

新京銀行

橫濱正金銀行新京支店

新京金融組合

第十四表、新京に於ける預金通貨の數量（單位千圓）

項目	康德三年	康德四年	康德五年
當座預金	二、三、三二七	三、七、二六一	三、〇、一二二
三大都市當座預金に對する比	二一・四%	二八・七%	二四・七%
當座貸越	一九、五六七	三、一、八〇三	一、〇、七八三五
三大都市の當座貸越に對する比	三一・七%	四一・三%	五八・三%

兩者合算	四二、八九四	六九〇六四	一三七九五七
------	--------	-------	--------

三大都市兩者合算に對する比	二五・一%	三三・七%	四四・七%
---------------	-------	-------	-------

新京手形交換所月報より作成

手形交換所組合銀行預金、貸出殘高各月平均

康徳三年七月迄は金票、國幣、鈔票勘定合算

康徳四年六月迄は金票、國幣勘定合算

四年七月よりは國幣勘定のみに

此の統計表に依つて明白なる如く、新京が三大都市に於て占むる比は、當座預金に於て康徳三年二一・四%、四年二八・七%、五年二四・七%となつており次第に向上しつゝある。當座貸越に於ては康徳三年三一・七%、四年四一・三%、五年には一躍して五八・二%を占め、飛躍的向上を示してゐる。

而して當座預金及び當座貸越合算として見た預金通貨の數量は漸次三大都市に於ける地位も向上を示し、康徳三年には二五。一〇四年には三三。七〇五年には四四。七〇となり、發展途上にある新京の面影が躍如としてゐるのである。

(2) 奉天に於ける預金通貨の數量

奉天は滿洲建國前迄は張政權の中心都市として、滿洲隨一の商業都市として、將又、經濟的活動に於ても滿洲經濟の中心勢力であつた。然し、建國後は國都新京の發展と共にその殷盛を奪はれたるかの觀なきにしも非ずではあるが、尙ほ歴史的背景と諸産業都市として、奉天は重視さるべき都市の一つである。従つて預金通貨の方面より見ても重要な都市である。次に奉天に於ける預金通貨の數量を窺ふこととする。

而して次に揭示する數字は奉天手形交換所月報に基づき、手形交換所組合銀行の預金、貸出各年各月平均より作成せるものである。

康德五年十二月末現在の奉天手形交換所組合銀行とは次の八行を云ふ。

第十五表、奉天手形交換所組合銀行一覽表

- 滿洲中央銀行千代田支行
- 滿洲興業銀行奉天支店
- 橫濱正金銀行奉天支店
- 香港上海銀行奉天支店
- 中國銀行瀋陽南站辦事處
- 奉天商工銀行
- 奉天銀行
- 奉天商業銀行

第十六表、奉天に於ける預金通貨の數量（單位千圓）

	康德三年	康德四年	康德五年
當座預金	一八八九五	一七六四三	三二六三五
三大都市當座預金に對する比	一七・三	一三・六	二六・八
當座貸越	二四四〇二	一七八六八	三五〇四一
三大都市當座貸越に對する比	三九・六	二三・二	一八・八
兩者合算	四三、二九七	三五五一一	六七六七六
三大都市兩者合算に對する比	二五・四	一七・一	二二・二

康德三年七月迄の數字は金票、國幣、鈔票勘定の合算

同四年六月迄は金票、國幣勘定の合算

同年七月よりは國幣勘定のみ

奉天に於ける當座預金は康徳三年には一八、八九五千圓で三大都市合算のそれと比較すれば一七。三% 四年は一三。六% へ低下し、五年には二六。八% となり相當を増進を示してゐる。當座貸付に於ては康徳三年二四、四〇二千圓で三大都市合算の三九。六% を占めてゐたが、四年には二三。二% へと低下し、五年には三五、〇四一千圓と金額に於ては前年に比し約二倍増とはなつてゐるが、三大都市に對する比は一八。八に低下しており、他の都市、特に新京の躍進にその地歩を奪はれつゝあるのである。

兩者合算に於ても新京のそれとは異り、康徳三年が最高二五。四% で四年には一七。一% へ低下し、五年は二二。二% へと稍々回復してゐる。

然し、預金通貨の數量自体は滿洲一般經濟界の反映として奉天に於ても増勢にあることは上掲の計數を見て明らか

である。

(8) 大連に於ける預金通貨の數量

大連は法的に見れば滿洲國ではないが、經濟的方面から之を見る時には滿洲と切離して考へられないことは前述した所である。而して滿洲經濟圈内の大連は經濟都市として最古であり、且つ地理的環境からしても古くから開港都市としてその活動は目覺しきものがあつた。従つて金融部門に於ても近代的金融機關の整備した都市として滿洲では注目し得る。

次に、預金通貨の數量より大連といふ都市を觀察して見ることとする。

而して、次に揭示する計數は大連手形交換所月報に基つき、手形交換所組合銀行の預金、貸出各年各月平均より作成せるものである。

康徳五年十二月末現在の
大連手形交換所組合銀行とは次の
十二行を云ふ。

第十七表、大連手形交換所組合銀行一覽表

- 滿洲中央銀行大連支行
- 滿洲興業銀行大連支店
- 朝鮮銀行大連支店
- 橫濱正金銀行大連支店
- 中國銀行大連支店
- 香港上海銀行大連支店
- 花旗銀行大連支店
- 交通銀行大連支店
- 金城銀行大連支店
- 臺灣銀行大連出張所
- 三井銀行大連出張所

三菱銀行大連出張所

第十八表、大連に於ける預金通貨の數量（單位千圓）

當座預金	六六七一・二	七五〇八・五	五九〇四・三
三大都市當座預金に對する比	六一・三	五七・七	四八・五
當座預金	一七、五九七	二七、三六一	四二、六二六
三大都市當座貸越に對する比	二八・七	三五・五	二二・九
兩者合算	八四、三〇九	一〇二、四四六	一〇一、六六九
三大都市兩者合算に對する比	四九・五	四九・二	三三・一

康徳三年の計數は金、銀勘定合算

同四年より金勘定のみ

大連に於ける預金通貨は上表の如く、康徳三年當座預金六六七一二千圓にして、三大都市のそれに比して六一・三%と斷然優位を占め、四年五七・七%五年四八・五%と次第にその地位は低下しつゝあるが、然し尙ほ三大都市の殆んど半數を占めてゐるのである。次に當座貸越を見ると康徳三年一七五九七千圓で三大都市のそれに比して二八・七%四年には三五・五%五年には二二・九%となり、金額に於ては漸次増加してはゐるが、三大都市に於ける地位は漸次下降の傾向にある。

當座預金、當座貸越合算に於ても同様なことが言ひ得る。即ち、康徳三年には八四三〇九千圓で、四九・五%を占め金額は漸増の傾向にあるが、三大都市に於ける地位は康徳四年四九・二%五年には三三・一%と低下の傾向にある。

以上の事は大連が滿洲で歴史的に重大な經濟都市であつ

た事と最近に於ては次第にその進歩の速度は他の都市に及ばないやうになりつゝあることを物語るものと言ひ得るのである。

(4) 預金通貨の数量より觀たる三大都市の比較

上述し來つた所に依つて新京・奉天・大連の三大都市が預金通貨の数量より觀たる場合に、如何に重要な地位にあり、又各都市が歴史的、經濟的立場を異にすることに依つて預金通貨の数量の上に如何なる變化を生じつゝあるか、即ち此等三大都市の地位とその變化を窺ふことが出來たのである。然し、今迄の見方は各都市を各々斷片的に取扱つたから次にこれを總括して見ることにする。

第十九表、預金通貨の数量より觀た三大

都市の比較表

(一) 當座預金よりの比較

(單位千圓)

大連 一七五九七 28.7 二七五六一 35.5 四二六二六 22.9

合計 六八五六六 100 七七〇三三 100 一八五五〇二 100

全滿當座貸越 一三五五九一 一五九三四九 二二九七三一

三大都市の全滿に對する比 四五〇四 四八〇四 七〇〇三

(三) 當座預金、當座貸越合算よりの比較

(單位千圓)

康徳三年 百分比 康徳四年 百分比 康徳五年 百分比

新 京 四二八九四 25.1 六九〇六四 33.7 一三九七五七 44.7

奉 天 四三三九七 25.4 三五五一一 17.1 六七六七六 22.2

大 連 八四三〇九 49.5 一〇一七四六 49.2 一〇一六九九 33.1

合計 一七〇五〇〇 100 二〇四〇一一 100 二〇四〇一一 100

全滿兩者合算 三二、四九九

二四、六五七

四三、九〇〇

三大都市の
全滿に對する比

五四・七

五九・七

七〇・八

第二節 預金通貨の流通速度測定

一、預金通貨の流通量と其の範圍

茲に問題となるのは預金通貨たる當座預金を基礎として振出されたる手形、小切手の總額が如何にして求められるかにある。これが理想的資料としては一定期間に於ける全國各銀行の當座預金拂戻總額を求むればよいのであるが、斯かる實數を求むることは極めて困難である。何故ならば各銀行の考課式面に於ける當座預金拂戻高なるものは純然たる商取引に基づく小切手の支拂のみではなく、同口座を通じて支拂はるゝ一切の取引を包含してゐるからである。

殊に、當座預金拂戻高には、當座預金を月央には金利關

係から特別當座預金又は通知預金に一時移行し（當座預金の支拂勘定を生ずる）月末に至つて又當座預金に振込む（入金勘定を生ずる）やうな操作が、屢々繰返されることもある。この場合には當座預金の拂戻高は實質上の商取引に使用された以上の膨脹を示すことになる。又當座貸越による巨額の手形、小切手の計數は現實の支拂あるにも拘らず、この計數からは除外されることになる。故に、本調査に於てはかゝる誤差の少い手形交換高の計數を使用することとする。

註、田中金司教授は當座預金の一ヶ年増加高をその年末現在高にて除することに依り流通速度を求め（預金の流通速度と支拂準備金國民經濟雜誌、第五三卷第六號、五頁）ておられ、又その後、減少高を之に使用しておられる（銀行經營論）。然し、之に對し

ては中谷實助教の反對がある（預金通貨の研究一
九四頁）

扱て手形交換高を利用する場合に、その中には諸種のも
のを含んで居るから何れの部分を預金通貨の流通量と見る
べきであるか。一般學說では小切手のみを採つてゐる様で
ある（註18）が、これは一般商取引に於て振出されたる手
形、小切手が、當座預金口座に於て支拂勘定を生ずる總て
の取引を算入するのが最も合理的であり又實狀に即したも
のと言ふべきである（註19）。この點に就ては通說と異なる
次に問題となるのは手形交換高の中には諸種の手形を
含んでゐるからこの部分を除外する必要がある。即ち送金手
形、小切手及び證書は預金通貨の流通速度を算定する場合
には除外されねばならぬ。又手形交換所に持出されない部
分の手形、小切手即ち、直接窓口取立のものも算入すべき

註18) 中谷實 前掲書 197頁
註19) 東京手形交換所、預金通貨の數量とその回轉速度
(東京銀行通信錄昭和十二年十一月廿日 4頁)

である。此等は後述の方法によりて稍々事實に近いもの
で修正し得る。

二、預金通貨の流通速度算定

(1) 全滿に於ける預金通貨の流通速度算定

次に、全滿に於ける預金通貨の流通速度を手形交換所の
手形交換高を基礎として、康德三年より五年迄の三ヶ年間
のそれを測定する。

第二十表、全滿手形交換高

(單位千圓)

康德三年

康德四年

康德五年

二、八三九、九二二

二、八五三、七五二

三、四二五、一九五

註、全國と云つても手形交換所の所在地たる新京、奉
天、大連の合計で、營口にも康德五年六月手形交換
所が設置されたが本計數には之は除去した。今後の
計數は此等三大都市を基礎としたものである。

全滿手形交換高より送金小切手及び雜證書を控除すれば

康徳三年

康徳四年

康徳五年（單位千圓）

二七五一、九一二

二七三三、二八五

四〇七四、六〇一

次に此の數字を修正すべき點は、各銀行の本支店間相互に收納される本支店宛手形、小切手で、これは店內交換として決済され交換に持出されないものであるから、此の金額をも加へねばならぬ。店內交換は近年増加の傾向にあり、就中滿洲の如き銀行集中の行なはれてゐる所では支店網の擴大に伴つて増加することは明白である。然し、之れが適確な數字を求むることは極めて困難であるが、日本に於ては全銀行を平均して約五%と推定されてゐる（註20）から滿洲に於ても之の計數に依ることとして一・〇五を全國交換高に乘じ、店內交換高も一應でも交換所に出されたものと看做す。即ち次の如し。

康徳三年

康徳四年

康徳五年 (單位千圓)

二七八九五〇八

二八六八八九九

四二七八三三一

尙ほ此の計數には各銀行の窓口に於ける直取りの金額並に振替となつた部分の小切手が含まれてゐないからこれを加算する必要がある。即ち、振出された手形、小切手の中或部分は直接銀行の窓口に於て直取りとなるものがあるから、この分を加算すべきであるが然し、直取りの額が總振出高の幾何に該當するかを知るとは店内交換の場合と同様に極めて困難である。今東京手形交換所の調査に依れば五%と見積られてゐるが、滿洲に於ては各行に於ける此等の計數は殆んど知ることとは出來ないから、この點の誤差は免れないのである。

次に斯くして求められた滿洲の手形交換高を當座預金の年平均殘高にて除すれば預金通貨の流通速度が得られるの

即ち、之の計數の示す如く、康德三年の預金通貨の流通速度は二五・六七であり、四年には稍々低下して二二・〇八となり、五年には三五・一三へと上昇してゐる。

然し、之の計數は滿洲に於ける最大金融經濟都市としての新京、奉天、大連の三大都市の各計數を基礎として算出したものである。従つて、之を以て全滿に於ける預金通貨の流通狀況として即斷することは出來ない。故に次には全滿の預金通貨各月平均殘高に依つて流通速度を求めらるゝとする。

第二十二表、全滿預金通貨の流通速度

(單位千圓)

康德三年 康德四年 康德五年

修正されたる
手形交換高 二七八九五〇八 二八六八八九九 四二七八三三一

全滿各月平均の
當座預金殘高 一七五九〇八 一八七二〇八 一九四一六九

全滿の預金通貨
の流通速度

一五〇・八六

一五〇・三三

二二〇・〇四

即ち、三大都市に於ける預金通貨の流通速度と全滿のそれとの間には相當な相違が存在することが解る。三大都市は滿洲に於ても近代的な金融機關の發達した所であつて、預金通貨による取引の決済も相當發達してゐるのであるが、其他小數の都市を除けば、未だ金融機關も幼稚で、預金通貨による取引の決済の如きは未發對である。

之を日本の預金通貨の流通速度から見たる金融經濟的な發展狀況と比較すれば、滿洲は康徳三年に於て一五〇・八六、四年一五〇・三三であり、日本に於ては明治三十九年一二・四同四十年一四・〇である（註2/1）から、滿洲の發展狀況も或程度之により窺はれるであらう。然し、康徳五年に於ては二二〇・〇四であるから日本の明治四十五年の二二〇・七に相當し、滿洲の四年より五年への一年間の發展は日本の

明治四十年より四十五年の五ヶ年間の發展速度に相當する程の急速なる進歩を物語るものである。

次に、滿洲の三大都市（新京、奉天、大連）と日本の三大都市（東京、大阪、京都）とを預金通貨の流通速度より比較すれば、康徳三年二五・六七であり日本のそれは明治三十一年に於て二四・九となつてゐる（註22）から、滿洲の三大都市の現状もその頃だと推定出来るであらう。然し康徳五年に於ては三五・一三へと上昇し、日本に於ては明治三十八年が三六・五となり大体同年頃に匹敵し、滿洲の進展の速度が相當急速なる發達振りを示してゐることは、かゝる方面よりしても論證し得る所である。

(2) 三大都市に於ける預金通貨の流通速度算定

以上は全滿に於ける預金通貨の流通速度を算定したので

註22) 中谷實

前掲書

271頁より作成

あるが、次に新京、奉天、大連の各都市につき預金通貨に
關して考察を進める。

先づ右三大都市の手形交換所組合銀行につき各月の當座
預金平均残高及び當該地手形交換所に於ける各年の手形交
換高を求め、夫々の都市に於ける預金通貨の數量及び預金
通貨による取引量の大体を知ることが出来る。而して此等
の二種類の數字を基礎として預金通貨の流通速度を測定す
る事が出来る。

第二十三表、新京に於ける預金通貨の流通速度

(單位千圓)

手形交換高	一六八七〇〇	二三〇二一九	四二四四七一
組合銀行當座預金 (十二ヶ月平均)	二三、三二七	三七二六一	三〇、一二三
			一一二

流通速度 七〇・二三 六〇・一七 一四〇・〇九

新京手形交換所月報より作成

第二十四表、奉天に於ける預金通貨の流通速度

(單位千圓)

康德三年 康德四年 康德五年

手形交換高 三七九二〇七 二七七五八七 四九七四三四

組合銀行當座預金 (十二ヶ月平均) 一八八九五 一七六四三 三二、六三五

流通速度 二〇・〇七 一五・七二 一五・二四

奉天手形交換所月報より作成

第二十五表、大連に於ける預金通貨の流通速度

(單位千圓)

康德三年 康德四年 康德五年

手形交換高 二、二〇四、〇〇五 二、二二四、四七九 三、一五二、六九六

組合銀行當座預金
(十二ヶ月平均)

六六七一

七五〇八五

五九〇四三

流通速度

三三・〇一

二九・六二

五三・三九

大連手形交換所月報より作成

此等三大都市の手形交換高及び預金通貨の數量上からの比較は既に前述した所であるから、茲にはその流通速度からの比較をなすことにする。預金通貨の流通速度から三都市を比較すれば、大連は常に最高位にあり、奉天か之に次いである。新京は康徳三年四年に於ては極めて低位にあるが康徳五年に於ては一躍一四・〇九へ上昇し、奉天の一五・二四に迫つてゐる。従つて、新京の最近に於ける一般經濟的躍進狀況も推知し得るであらう。

次に日本の三大都市と之を比較すれば、東京が大正七年に於て三五・三であり、大連は康徳五年五三・三九で大体匹敵しており、康徳五年の奉天は一五・二四であるから、

京都の明治三十一年の一四・七に相當し、新京は康徳五年一四・〇九で大阪の明治三十年の一四・三に大体該當するから、滿洲の三大都市の現状も略ぼ此の點より推測し得るであらう。

第三節

卸賣物價と預金通貨の數量及び
其の流通速度

近代金融經濟社會を特徴附ける預金通貨の數量が如何程存在し、その流通速度が如何なるものであるかは前述した所に依つて明らかであらう。而もかゝる預金通貨は日常の消費取引に用ひられることなく、商工業者による原料、製品等の賣買の爲め、或は投機業者による投機の目的の爲めに用ひられるものである。故に通貨と物價との間に相關々係があるとすれば、預金通貨は小賣物價に對しては全く、卸賣物價に對して交渉をもつと言はねばならない。

滿洲に於ては預金通貨と卸賣物價との間に如何なる關係が存在するかを窺ふに、滿洲中央銀行調査に基づく新京、奉天、大連各都市の卸賣物價指數と預金通貨の數量及び其の流通速度の積とを康徳三年より五年に至る三ヶ年に就いて比較すれば次表の如くである。

第二十六表、預金通貨と卸賣物價指數との關係表

(單位千圓)

	康徳三年	康徳四年	康徳五年
全滿卸賣物價指數 大同二年基準	一〇七・一	一二七・九	一四八・九
全滿銀行に於ける 當座預金平均率高	一〇八・九三四	一二九・九八九	一二一・八〇〇
預金通貨の流通速度	二五・六七	二二・〇八	三五・一三
預金通貨による 取引總高	二、七九六、三三六	二、八七〇、一五七	四、二七八、八三四

註、預金通貨による取引總高は當座預金平均殘高と預金通貨の流通速度との積である。

即ち、上表は滿洲の三大都市を基礎としたる計數にして、滿洲でも金融經濟的に最も近代化されたる都市の經濟活動を表示するものである。

大同二年を基準とした三大都市の卸賣物價指數を見るに
康徳三年一〇七。一四年には一二七。九へ上昇し、五年には一四八。九へと暴騰を示してゐる。之に對して預金通貨の數量は康徳三年一〇八九三四千圓四年には一二九九八九千圓に増加し、五年には稍々減少して一二、八〇〇千圓となつてゐる。而して之を預金通貨の流通速度から見れば康徳三年には二五。六七から四年には二二。〇八へと低下し五年には三五。一三へと急速なる上昇を示してゐる。

故に、卸賣物價指數と預金通貨の流通速度とは必ずしも

一致しては居ないが、然し預金通貨による取引の總高を算出して見ると兩者の一致は明白となる。即ち康徳三年には二七九六三三六千圓の取引總高なりしに四年には預金通貨の流通速度は稍々低下してゐるに拘らず、預金通貨による取引の總額は二八七〇一五七千圓に増加を示し、康徳五年に於ては預金通貨の數量は減少してゐるに拘らず流通速度は三五・一三に上昇し、預金通貨による取引の總額は四二七八三四千圓へと著増を示してゐる。

斯くの如き變動は即ち卸賣物價の變動上昇の傾向と同一の方向を辿るものにして、預金通貨が卸賣取引關係と密接なる聯關を有し、卸賣物價との關係を無視することは出来ない。

而して滿洲は産業開發の進展と共に預金通貨による商工業取引も漸増すべく、従つて、大都市に於ける卸賣物價と

預金通貨との關係は益々大きくなることは疑の餘地なき所で此の方面への注意を怠ることは出來ない。

最後に、預金通貨による取引總高と現金の流通高とを比較すれば、預金通貨が取引決済上如何に重要なるか明白となるであらう。即ち、次の如くである。

第二十七表、預金通貨による取引總高と現金流通高

(單位千圓)

康德三年 康德四年 康德五年

預金通貨による
取引總高 二、七九六、三三六 二、八七〇、一五七 四、二七八、八三四

現金流通高 二、七四六、九一 三、二九九、〇九 四、五二、八九六

此れに依つて知り得る如く、手形交換高と預金通貨による取引總額とは略ぼ一致しており且つ、現金の流通高は二

者に對して約十分の一の流通高を保持せる事が明白となつたのである。

第五章 各國に於ける預金通貨流通狀況
と滿洲信用經濟の特質

世界各國は近代的銀行制度の發展と世界大戰による金の所在が激變した結果、通貨の構成も著しく改變されるに至つた。即ち、紙幣及び銀行券は金屬貨幣に比較して増加し、要求拂の預金換言すれば預金通貨は他の通貨に比して更に一層その重要性を加へて來たのである。その最も好き例は獨逸の一九二四年頃のインフレーションとその救濟策としての諸政策中に於ても明らかである。勿論各個人に就いて言へば其の保有せる各種の通貨の割合は習慣、所得額、支拂額銀行組織の信用程度、小切手流通の狀態等に依つて異なる所ではあるが、その通貨の中で、銀行預金の形態で保有される割合が増加せし事は總ての國に見られる特徴である。然し、各國に於ける預金通貨が所謂商取引の決済手段又

は貸出による銀行の信用創造といふ役割に於てはその國々によつて異つて來る。即ち、英國では私營の金融機關の貸出によつて預金通貨の創造が主たる役割を演じてゐるに對して、日本及び獨逸では現時の異常なる金融政策の進行に伴つて、國家其の他の公的添加信用が振替方法に依つて預け入れられた預金に基づいて無現金振替取引が行なはれるに至つた。而して又日英米では主として小切手の振出に依つてゐるのに對し、獨逸では所謂振替支拂によつてゐる。以下各國の預金通貨に關して、オ―ゲル博士の研究を基礎として述べることにする（註23）。

第一節 各國に於ける預金通貨の流通狀況

一、英國

英國に於ては、振替支拂手段流通の發展は資金の緩漫性の増大、短期並に長期信用の利率の低落、銀行券流通の相

註23) Dr. Emanuel Hugo Vogel; Grundlagen und Umfang des modernen Buchgeldverkehrs, in Zeitschrift für Betriebswirtschaft, Ht. 4. 1937

熊本吉郎；各國に於ける預金通貨の狀況（銀行論叢31卷2號，114頁）

當程度の増加、特に一九三六年に生じた倫敦銀行に於ける
金準備の増加等に端を發する。而してかゝる現象は一方英
國市場の國內的好景氣に、他方英國資本の集中化及び對外
借入金を極力返濟するための國內市場に於ける證券の新發
行に關聯を持つものである。このことは英國の貨幣及び信
用市場を著しく潤澤なものとしたが、併し、世界商業政策
上、英國にとつては世界の金貸業者としての從來の支配的
地位を傷つける結果となつた。公債（コンソール公債）の利
率は（一九二〇年には平均七—一九三六年央には平均二
。五%に下り、産業會社債は八%から四%に、優先株に於
て五%にまで低下した。短期貸付金（三ヶ月）の利率は一
九三六年央に於て僅か、〇。五%（年二%）に過ぎず、又
短期國庫證券の利率も同様であつた。

斯かる情勢下に於て、特に國內景氣に關聯する發券高の

増加は英蘭銀行に於て、一九三一年末三九五。七百萬磅から一九三七年末五四六。四百萬磅へと三八%の増加率を示してゐる。これに對し、銀行預金（民間預金）は一九三一年末一六六。七百萬磅から三七年末には一五七。二百萬磅へと却つて減少してゐる。

次に吾々の主たる問題である所の英國に於ける振替支拂手段流通の基礎としての銀行預金の状態及びその投資に關しては次表がこれに詳細な説明を與へるであらう。

第二十八表、英國商業銀行に於ける
 預金及び投資
 （各年十一月、一九三六年）
 は年央、單位百萬磅

現 金	一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
一九〇	一七三	一九三	二一六	二一〇	二一四	二一六	
(〇.四)	(〇.〇)	(〇.〇)	(一.三)	(〇.九)	(一.〇)	(一.〇)	
一四四	一〇九	一一六	九九	一三五	一四七	一五九	
(七.八)	(六.三)	(六.二)	(五.二)	(七.〇)	(七.三)	(七.〇)	

割引手形	投資	短期貸付金	計	預金
二五三 (一三・二)	三四九 (一五・八)	九八九 (五・四)	一八〇三 (一〇〇)	一七八九
三四〇 (一三・九)	三〇〇 (一七・四)	九〇〇 (五・四)	一七〇〇 (一〇〇)	一七〇〇
三九一 (一〇・五)	四二五 (一七・三)	七八五 (四・〇)	一八一〇 (一〇〇)	一八二八
三一九 (一六・三)	五八九 (二九・四)	七五七 (三・〇)	一九一八 (一〇〇)	一九一八
二五二 (一三・一)	五八九 (三〇・七)	七五五 (三・九)	一九二一 (一〇〇)	一九二一
二九三 (一四・五)	六二一 (三〇・三)	七七三 (三・七)	二〇四八 (一〇〇)	二〇四八
三二九 (一四・八)	六四一 (二八・八)	八七三 (三・九)	二二二八 (一〇〇)	二二二八

Dr. Hugo Vogel; Grundlag und Umfang des modernen
Buchgeldverkehrs, 1937.

銀行論 第三十一卷 第二號 一二〇頁

上表に依つて見るに、銀行預金總額は一九二九年から一九三六年央まで一七八九百萬磅から三二二八百萬磅に即ち約二五%の増加を示した。而して非常に興味ある動きは

特に預金、投資の方面に現れてゐる。蓋し、英國の銀行では通常、預金の凡そ一一%が現金に、九%がコール・ロンドンに、一五%が割引手形に、一五%が投資に、五〇%が短期貸付金に投ぜられるのを原則としたのである。この原則は一九二九年には前表の示す如く、尙ほ一應は保たれてゐた。現金手持高が一〇%から一一%までの間を殆んど動かずにあるに反し、投資は逐年増加し、一九二九年の十一月には二四九百萬磅（一三・八%）であつたが一九三六年中央には六四一百萬圓（二八・八%）に激増して居り、これに對して短期貸付金は五四・八%から三九・四%に激減を示してゐる。従つて資金の高度の緩漫によつて引起された預金利用の固定化が明瞭に見られる。このことも亦、今や商業政策からも國際貨幣取引に干渉し始め、且つ資本投下を原則として帝國領土内に限つた所の孤立政策の結果である

かも知れない。

次に銀行預金に基づいて實現されたる手形交換高を見れば、倫敦及び十一州市の範圍に於て一日の交換額は月平均にて、一九三四年には一〇四・一百万磅一九三五年には一〇〇・〇百万磅、一九三六年には一一八百万磅となつてゐる。今休みを除き一年約三百日とすれば、これらの銀行の振替總額は一九三四年中に於て三一・二億磅、一九三五年中に於て三三・〇億磅、一九三六年中に於て三五・四億磅と推算され得る。

以上の如き事情を明白ならしめるために、次に英國の各銀行當座預金、手形交換高及び現金流通高に關する統計表を示すことにする。

第二十九表、英國に於ける當座預金、手形交換高、現金（銀行券）流通高

(單位百萬磅)

一九三一年 一九三二年 一九三三年 一九三四年 一九三五年 一九三六年 一九三七年 一九三八年

當座預金 八六五 九九一 一〇一六 一〇四四 一〇七〇 一〇八八 一一〇四 一一三六

手形交換高 三六四三三 三二四三〇 三三三八一 三六六六九 三八八四一 四一〇一一 四三一九九 四〇八八八

現金流通高 (月平均) 三六四三三 三二四三〇 三三三八一 三六六六九 三八八四一 四一〇一一 四三一九九 四〇八八八

League of Nations; Monthly Bulletin of Statistics No.2,

Pp. 95, 99.

手形交換高は日銀調査局編、外國經濟統計七五頁より、一九三八年はEconomist, January 7, 1939 より作成

一、亞米利加合衆國

米國は他國に比して特に預金通貨の流通は發達してゐる

のであるから、斯かる國に於ては銀行券の流通高が略々等しい場合に預金が増加するのは、金融機關の預金通貨の創造に俟つ所極めて大なるによるのである。

扱て、聯邦準備加盟銀行預金を見るに一九二九年即ち最後の好景氣時代に於ては三二一億弗であつたのが一九三三年には一六〇億弗に激減してゐる。三六年には再び二〇五億弗へ増加を示してゐる。而してこの預金特に當座預金に基づく所の支拂及び信用の取引額は創造された預金通貨の流通速度に應じて預金通貨の何倍かである。又前述の預金の増減は好景氣時代に於て増加し、不況時代に減退するのは預金通貨の創造とその流通速度とも密接なる關係あることを示すものである。

次に一九三一年から三五年の四年間に於ける全準備高は一〇三・六%、加盟銀行のそれは一一七・二%の増加を示

してゐるが、このことはそれに該當するだけの信用擴張の基礎が生じたことを示すものであり、それは當然預金に反映しなければならぬ。然るに、預金及び銀行の與信額は寧ろ、この時代に減少してゐる。その理由は前述の如く、此の時代は恐慌時代であつたからである。又金準備高は一七・二%にも拘らず、銀行券の流通高は約七分の一増加したに止まる。この流通額の増加は、約四割の弗切下（一九三四年一月三十日）に比しても遙かに少なかつた。斯くの如き預金通貨の減退はルーズベルト大統領の信用政策の失敗が明白に現はれてゐる。

預金に基づく手形交換高も亦米國の經濟状態を反映するものであるから次には銀行預金、手形交換高、現金流通高に關する統計表を掲示することゝする。

第三十表、米國に於ける預金、手形交換高、現金流通高

一九二九年 三〇年 三一年 三二年 三三年 三四年 三五年 三六年 三七年 三八年

(單位億弗)

聯邦準 備加盟 銀行定 期預金	當座 預金	兩者 合計	手形 交換高	現金 流通高
130	121	251	7268	47
134	126	260	5422	45
128	159	287	4096	48
103	149	252	2566	56
92	113	205	2413	57
97	114	211	2213	53
99	138	237	2971	55
50	155	205	2283	63
51	144	195	2333	63
51	159	210	2932	65

Financial Chronicle League of Nation;

Monthly Bulletin of Statistics及び日本銀行調査局編、外

國經濟統計等より作成。

三、獨逸

獨逸に於ては本位貨安定後、短期の帳簿信用が著しく擴大し更に、一九三四年以降は労働調達並に國家及び公共團體の建設事業に對する金融は總て、労働調達手形（特殊手形）、國庫指圖證券並に金割引銀行の單名手形等によつて行なはれた。このことは二次的結果としては預金の形成を増大せしめ、國民經濟に注がれ且つ國家によつて保證された添加的信用の振替利用が著しくなつた結果手形交換額は増大し、預金通貨の循環も増進するに至つた。而して茲に注意すべきことは獨逸及び佛蘭西に於ては英米と異り小切手制度、手形交換の發達程度が低く、振替制度が之に代つて經濟上重要な役割をなしてゐるのである（註24）。

次に獨逸に於ける全金融機關（貸借對照表總額五十萬マルク以上の報告義務あるもの）の預金額は一九三五年十月

末に於て八九・七億マルクを算し、之に貯蓄金庫、振替金庫、及び町村銀行、都市組合銀行等の預金並に振替基金を加算すれば一二〇億マルクとなる。之の外にライヒス・バンクに於ける支拂取引の準備金として八億マルクが残つてゐるから大体二〇〇億マルクとなるのである。

更に現金によらざる支拂取引の總額は一九三六年に於て振替及び手形交換額に就て見るに、ライヒス・バンク振替取引額は月總計十二月末に於て六六七億マルクとなり一九三四年一ヶ月平均四六三億マルクに比して非常に大となつてゐる。更に郵便振替取引額平均月約一二〇億及び手形交換所交換高月約五〇億を加算すれば三六年十二月末には總計約八五〇億マルクの巨額に達してゐるのである。

振替通貨の流通速度は年平均預金總額と一年内に預金に基いて行はれた取引總額との割合から算定され得る。この

計算方法に基いたシュミット博士の研究に依れば、ライヒス・バンクの振替勘定の最高流通速度は一九二七年に於て、民間勘定が年六六六回、國家勘定及び州勘定が五七五・五回であつた。一九三五年に於ては民間、國家勘定の預金流通速度は三九六回となつてゐる。郵便、振替取引は一〇九・五回となつてゐる。従つて、ライヒス・バンクに直接、間接に振替取引が集中化する獨逸に於ては、ライヒス・バンクの振替通貨の流通速度が、獨逸國民全体の振替通貨の最高流通速度の代表的なものとして見ることが出来るのである。次に、手形交換高と現金通貨の流通状況を見るために兩者の計數を擧げることにする。

第三十一表、獨逸に於ける手形交換高、
現金流通高

(單位百萬
マルク)

Year	Hand Exchange High	Current Circulation High
一九二九年	一二六二二七	六六一八
一九三〇年	一一九三四一	六三九九
一九三一年	八五八四二	六六七七
一九三二年	五五三一四	五六五〇
一九三三年	五二一九九	五九八六
一九三四年	五八二四九	—
一九三五年	五八七九五	六三八四
一九三六年	六一七二八	六九六六
一九三七年	七一〇三四	七四七八

Wirtschaft und Statistik. Reichsbank;
 Zahlensur deutschen Kreditmarktlage

日本銀行調査局外國經濟統計より作成。

四、日 本

預金通貨が問題とされるのはインフレーションとの關係に於てもあり、日本に於ても諸金融政策は之が防止といふことを最終の目的としたものである。而して現代のインフレーションは二つの形態を採つて現はれるのである。一つは所謂獨逸が大戦後經驗せし現金通貨によるものと、次は預金通貨によるものであつて今問題となつてゐるのは後者である。

預金通貨の膨張は現金通貨のそれとは性質を異にするものであつて後者は銀行機能の健全なる働きに依つて自働的收縮性を持つものであり、且つインフレーションに對する作用としても潜在的なものである。而も預金通貨が取引の決濟手段として用ひらるゝ場合は主として卸賣取引、原料、機械、燃料等の生産財の取引、消費財に於てもその大量の取引、並びに有價證券の取引に用ひらるゝものであるから、

その膨脹收縮はそれ等の一般物價の騰落とも密接な關係を
持つに至るのである。

日本が現在インフレーションの現象を呈してゐるや否や、
に關しては議論の存する所であらうが、次には以上の觀點
よりして預金通貨の膨脹收縮の具體的表現たる當座預金及
びその活動形態としての手形交換高を揭示し、參考として
現金通貨の流通高をも窺ふことにする。

第三十二表、日本に於ける當座預金、
手形交換高、現金流通高 (單位百萬圓)

昭和四年	五年	六年	七年	
當座預金	一、二九八	一、一四九	九九八	一、〇六二
手形交換高	六三、四四三	五一、三七六	四六、〇二二	五二、七五一
現金流通高 (日銀兌換券)	一、六四一	一、四三六	一、三三〇	一、四二六

昭和八年	一、一九四	六六、八六九	一、五四四
・ 九年	一、三一二	六四、三七五	一、六二七
・ 十年	一、二七三	六三、八五八	一、七六六
・ 十一年	一、四一一	六九、八六二	一、八六五
・ 十二年	一、八六七	八五、三六二	二、三〇五
・ 十三年	一、九八五	八六、〇三二	二、七五四

昭和十二年迄は大藏省理財局編、金融事項参考書、

十三年は日本銀行調査局編、金融より作成。

當座預金の計数は日本銀行の勘定を含まず。

第二節 滿洲信用經濟の特質

以上に依つて知り得る如く、世界の主要國に於ける預金通貨の數量のみならず、その流通速度は非常に大きく、之に依つても此等の諸國が信用經濟の方面に於て如何に發達せるかと明白となつたのである。之に反して滿洲に於ける

此の方面の發達が未だ極めて幼稚なことは考慮すべき點が多々存在することを物語るものである。

然らば何故に滿洲に於て預金通貨又はその流通速度が小であるかを考察するに、各方面に亘る經濟力の弱小なることはその大なる原因ではあるが、その外に滿洲特有の商取引上の慣習に基因する所も極めて大なりと言はねばならぬ。

即ち、滿洲は舊軍閥政權時代に於ける一般民衆の取引其他信用制度其物に對する信認は極めて薄く、商取引の殆んど大部分は現金取引であり、信用制度の發達すべき餘地は存しなかつたのである。斯くの如き狀勢下に於て長年月に亘り凡ゆる欺瞞より逃れるためには現金による取引を以つて最も安全なりと考へるに至り、その考は民衆の間に滲み込んで居たのである。従つて、現金取引に對する信賴と信用取引に對する不信とは信用制度其物の發達をも阻害し、新

興滿洲國建設後に於ても斯くの如き思想は未だ相當根強く存在してゐるのである。

以上の事は滿洲に於ける商取引並に取引慣習を考察すれば何故に信用經濟が充分發達し得ないかといふ問題も、又此れに對する對應策も自ら明白となるのであらう。次には滿洲に於ける商取引の慣習、特に商取引に於て預金通貨並にその流通速度と關係ある代金の支拂方法並に支拂手段に就て考察を進めることにする。

一、商取引に於ける代金決済の特質

(1) 成俣取引に於ける代金の支拂方法並に手段

成俣とは糧業者間の商取引に於ける對象物を意味し、成俣取引とは主として交易所外に於ける糧業者間の現物取引を云ふのである。而して成俣取引に於ける代金支拂方法としては理論上次の三つに分ち得る。

(一) 引換拂、現品の受渡と引換に代金の支拂をなす方法

(二) 前拂、取引契約の成立と同時に代金の支拂をなす方法

(三) 後拂、現品の受渡後数日にして代金の支拂をなす方法

の各方法を考慮し得るのである。北滿に於て最も一般的に行なはるゝものけ引換拂で、前拂が之に次ぎ後拂は皆無である。今各市場に於ける對哈爾濱糧業者の成俣取引に於ける代金支拂方法及び手段を一瞥するに次の通りである。

第三十三表、北滿に於ける代金支拂方法及び手段

市場名	代金支拂方法	代金支拂手段
哈爾濱	引換拂	現金
望奎	同	現金

佳 三 新 烏 牡 小 安 對 海 克 四 綏
 木 姓 旬 吉 丹 子 達 青 倫 音 方 化
 斯 姓 旬 密 江 子 達 山 倫 河 臺 化

前 引 前 引 引 引 前 引 前 引 前 前 引
 換 換 換 換 換 換 換 換 換 換 換 換
 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂 拂
 (糧 棧)
 (特 產 商)

同 滙 電 現 現 滙 滙 為 滙 滙 現 現 滙 滙
 票 報 報 金 金 票 票 替 票 票 金 金 票 票
 票 為 為 金 金 票 票 (外 商)
 票 替 替 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票 票

富 錦 引 換 拂 滙 票

實業部臨時產業調查局

特産取引事情 三四九頁

從來輸出特産商が地方市場に進出して積極的に成俣の買付を行つた時代には代金の支拂は多く前拂にて爲されたが大同元年水害による成俣取引の所謂不渡問題により甚大なる損害を蒙つた特産商側は「成俣の買付代金支拂は凡て引換拂にてする事」の申合せを行ひし爲、前拂方法は漸次其の跡を絶つゝの觀があつた。然し乍ら、この成俣取引の現金主義化を誘致せし身も有力なる原因は歐洲市場に於ける滿洲大豆の需要減退に伴ふ特産商の商取引の緊縮化乃至消極化にして、近年世界市場に於ける大豆の反撥的需要増加は再び特産商の地方市場に於ける成俣集買競争を誘發し、従つて代金の支拂も再び前拂方法に還元せんとする傾向があ

る。

次に代金支拂手段に就いて見るに、中央市場に於ける成
俣取引の代金支拂には凡て現金及小切手を用ひられ、地方
市場に於ても地元糧業者相互間の取引に於ては凡て現金を
以て代金の支拂がなされる。

(2) 毛俣取引に於ける代金の支拂方法並に手段

毛俣取引とは農村對糧業者間の現物取引である。元來毛
俣とは農産物の生考者たる農民が賣却を豫想したる糧穀を
意味するものであつて、即ち農産物商品化の第一過程を毛
俣取引と言ふのであるから嚴格なる意味に於ては農民對糧
業者間の先物取引即ち次に述べる批糧取引をも含まれるこ
とになる。

而して毛俣取引に於ける代金支拂は糧穀の受渡と同時に
行なはれ、後拂は全然行なはれない。若し糧業者が農民に

融通せる資金がある場合には支拂代金と融資金との相殺をなす事は勿論である。尙ほ代金支拂方法の一形態とも見るべきものは雜貨舗或は燒鍋兼業の糧業者が自己の販賣品を糧穀購入代金の支拂に充つる所謂物々交換にして、江筋及び沿線外市場に於て屢々散見する事例である。

元來物々交換とは市場經濟時代の初期に於ける流通經濟的現象にして貨幣經濟時代にある現在の滿洲經濟機構内に斯かる前世紀の遺物が存在するのは極めて奇異の觀があるが、之は單に代金支拂の一便法として利用されてゐるに過ぎないと見るべきである（註25）。

然し、斯くの如き支拂方法が如何なる意味を持つものであるにしろ、兎に角信用經濟時代に於ける支拂方法とは極めて縁遠いものと言はねばならぬ。

(8) 批糧、青田取引に於ける代金の支拂方法並に手段

批糧、青田取引共に先物取引であつて、農民對糧業者間に於て現品の受渡を伴ふものである。即ち春耕期或は除草期に耕作資金及び其の他の資金に不足せる農民が自己の資産状態、信用狀況を知悉せる糧業者に收穫後の糧穀を先物にて賣却し必要資金の融通を受くるものである。兩者の相違は取引の對象物に依るものである。

青田取引の客体は青苗にして、青田取引の最終取引物件は糧穀であり、批糧取引の客体は糧穀である。而して青田取引の場合には一定の面積に於ける糧穀作柄状態を價格決定の素材とする點に於ては批糧取引より投機性に富むものであり、批糧取引に於ては將來の糧穀豫想市況にのみ準據して取引價格を決定するものである。前者は現在ではその幣害甚しく、農民の射利心を誘發する傾向があつたから禁止されてゐる。(然しその禁止は地方的である)。

糧穀代金は契約と同時に授受され、普通は糧業者の院内にて支拂はるゝのであるが、雜貨舖を兼營する糧棧に於ては單子を渡し、代金は雜貨舖店頭にて該單子と引換へに支拂はれる。惟ふに雜貨に對する農民の購買心を唆り、雜貨販賣の利益を收めんとする商人道の常套手段である。

支拂は現金を以てせられ、現在私票を使用せる事例はない。代金支拂の際に右代金中より控除するものは従前の未済融資金にして、總額は契約成立と同時に農民に全額を支拂ふものとし、前渡金或は手附金を以て契約するやうな先物取引の事例はない。

(4) 俾紙取引に於ける代金の支拂方法並に手段
俾紙取引とは荷爲替取引のことであつて、北滿に於ては本質的形態を有する俾紙取引は未だ見られないが、現在行なはれてゐる混保證券取引は經濟的には成俾取引より俾紙

取引への飛躍の過渡的役割を演じて居るものと謂ふ事が出来る。混保證券取引の實際に就いて見るに混保制度の事普及により従來の銘柄取引のみの形態を呈せる成俣取引の領域内に標準物取引の分野が劃せらるゝに至り、取引物件の代替性が認容、擴充され、従つて成俣取引の取引方法は著しく簡易化されるに至つた。

代金の支拂は凡て混保證券と引換へに爲され、その支拂手段は成俣取引に於けると同一である。

(5) 先物取引の代金支拂方法並に手段

前述の批糧、青田取引も先物取引の一種ではあるが、先物取引は糧穀と現金との受渡の關係によつて現錢期糧と期錢期糧となすことが出来る。

現錢期糧とは契約成立の時に代金の授受を行ひ、二三週間乃至一ヶ月後に現品の受渡を行ふ取引にして、代金の授

受より現品の受渡迄の期間は各市場により長短の差がある。

次に期錢期糧とは一名之を期兌交とも稱し、將來一定の時期に於て金錢と現品との引換を爲す取引契約を謂ふ。此種の先物取引は一見交易所に於ける定期取引に類似しては居るが、將來に於て必ず現品の受渡をなす點及び受渡期日は取引當事者の意思により決定さるゝ點等により區別することが出来る。

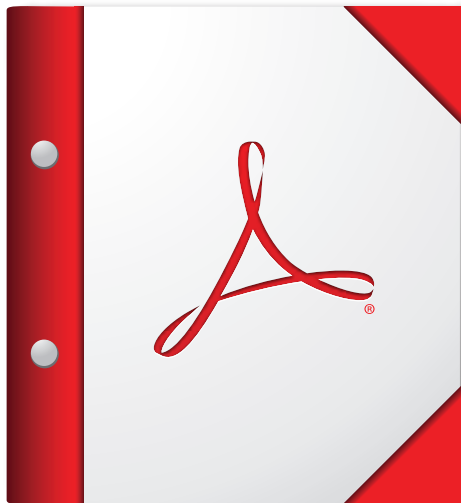
而して此等取引に於ける代金の支拂方法並に手段は成俣取引に同じである（註26）。

二、滿洲信用經濟の今後の問題

以上の如く滿洲特産物の取引には各種の取引形態が有るが、何れの取引に於ても代金の支拂手段としては殆んど現金に依つて取引の決済が行なはれてゐることが明らかとなつたのである。特に、手形、小切手に依る取引は特産集散

地として最も重要な都市たる哈爾濱に於てすら極めて微々たるものであり、殆んど現金の支拂に依つてゐる状態である。

斯くて滿洲の信用經濟もかゝる根本的問題が解決されざる以上、その完全なる發展は望むことが出來ない。この事は滿洲に於ける資金の現地調達が叫ばれてゐる今日、信用經濟發達の根本に堪たはる問題の解決こそ最も急務とする所である。若し此の方面の問題が解決された暁には、少くとも現在より短期資金の方面に於ては何倍かの資金の造出が可能となり、又紙幣、鑄貨等の節約も相當程度迄可能たり得るであらう。その爲には一般民衆の信用經濟に對する知識の向上、公的機關に對する認識の改善及び之等に對する何等かの具體的施設が考へられねばならないのである。



Acrobat 9 または Adobe Reader 9 以降でこの PDF
ポートフォリオを開いてこれまでにない便利さを体験してください。

Adobe Reader を今すぐダウンロード!